

◎議長（菅野修一議員）

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、消防長より発言の申し出がありますので、これを許します。消防長。

◎消防長（本間孝一君）

貴重な時間をいただき、大変申し訳ございません。令和4年度尾花沢市歳入歳出決算書について一部誤記がございました。正しくはタブレット内の正誤表のとおりであります。内容につきましては173ページ、9款1項2目1節、非常備消防費報酬中、各種出勤手当を各種出勤報酬に訂正をお願いするものでございます。誠に申し訳ございませんが、訂正について議長のご許可をいただきますようお願い申し上げます。

◎議長（菅野修一議員）

ただ今、消防長より令和4年度尾花沢市歳入歳出決算書について、誤記の訂正について申し出がありました。議長においてこれを許可いたします。

本日の会議は、議事日程第8号によって進めます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

まず、8番 高橋隆雄議員の発言を許します。高橋隆雄議員。

〔8番 高橋隆雄 議員 登壇〕

◎8番（高橋隆雄議員）

おはようございます。議席番号8番、高橋隆雄です。令和5年度9月定例会におきまして、先の通告にしたがい質問席から一般質問をさせていただきます。

私からの質問は3項目、7つの質問をさせていただきます。

1項目目、克雪対策の着実な整備について。流雪溝の整備は進んでいますけれども、水量が不足、分水による水量不足が問題になっています。せっかく流雪溝を整備しても、水不足では、本来のその役割を果たせていないと思います。人口流出の問題でもある雪問題を解決するためにも、早急な対応が必要であると思いますので、次の質問をさせていただきます。

1つ、流雪溝整備全体計画に基づき、融雪用用水や水利権の確保に努めるとありますが、水量の確保について、どのように進んでいるのかお聞きしたいと思います。

2つ目、利雪、克雪、親雪に関して、産学官民の協働による研究に取り組むとありますが、現在どのように進んでいるのでしょうか。

2項目目、防災について。現在、いろいろな災害が

突発的に各地で起きております。本市におきましても、いつ起きるか分かりません。施設構造物の老朽化、経年劣化が進み、自然災害だけでなく、市民の安心安全な暮らしが脅かされかねません。そういったことから、早急に対応すべきだと考えますが、施設や構造物の強化・更新は、時間と多額な予算が必要となります。そういったことから、災害が起きた時の対応が非常に重要になると思いますので、次の質問をさせていただきます。

1つ目、自主防災会長宅のほか、災害時要援護者、災害危険エリア居住世帯などのうち、防災行政無線の放送が聞き取りにくい世帯を中心に、個別無線を貸与するとありますが、現在何世帯に貸与しているのでしょうか。また、全世帯に貸与することは検討していないのでしょうか。

2つ目、実効性のある災害対策体制の強化において、ライフラインの被害や土砂災害による被害に対して、早急な復旧に対する初動体制はどうか計画されているのでしょうか。

3項目目、中学校における部活動の地域移行について。令和7年度までに部活動の休日への地域移行において、懸念される問題があると思われま。教師の働き方改革をはじめ、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実など進められるようですが、基本的に、生徒の自由参加となるようです。現在においても、スポーツ少年団や、それぞれの競技、文化活動において、部員不足が問題となっている中、自由参加となれば、それに拍車をかけるのではないかと考えられます。子どもたちのやりたいを、やれないにしないためにも、行政のサポートが不可欠だと思われま。次の質問をさせていただきます。また、今年のように猛暑が続く、熱中症などで具合が悪くなるのが、県内でも増えているように思われま。併せて質問させていただきます。

1つ目、部活動の地域移行により、保護者負担が大きくなるのが予想されますが、市としてどのようにして支援していくのか。お尋ね申し上げます。

2つ目、生徒の活動機会を確保するための地域連携、合同部活動の導入、指導者の確保をどのように考えておられるのでしょうか。

3つ目、熱中症と思われる米沢市立第三中学校の女子生徒の死亡事故から、尾花沢市としての今後の対策はどのようにお考えでしょうか。

以上3項目、7つの質問をさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

おはようございます。ただ今、高橋議員からは大きく3つのご質問をいただきました。なお、中学校における部活動の地域移行については教育委員会より答弁いただきます。

初めに、克雪対策についてのご質問であります。

本市では、第7次尾花沢市総合振興計画に基づき、雪に強いまちづくりを推進するため、安全、安心で快適な市民生活を維持することを目的に、克雪対策の一環として流雪溝整備、並びに消流雪用水を確保する水利権の取得に取り組んでおります。総合振興計画策定の際に行ったまちづくりアンケートからも、雪対策は市民にとって非常に関心の高いテーマであり、雪の負担を極力低減した、快適な住環境のまちづくりを進めることが重要であると考えております。

1つ目の、消流雪用水の水量の確保についてですが、水量の確保には水利権の取得が必要であり、消流雪用水の需要計画を策定するとともに、利用期間における河川水量調査を行い、河川の維持管理水量を算出した上で、必要最低限の水量が許可されるため、水利権が設定された河川からの導水については、現在許可されている取水量の保持が重要であると捉えております。本町地区の消流雪用水は、丹生川から取水する新堰系と、臈気川から取水する長根川系、そして水利権の設定がない矢込川から取水を行っております。この矢込川については、徳良湖からの排水及び農業用排水路を水源とするものであり、以前から取水は行われておりましたが、流雪溝の整備に併せ、さらなる水量を確保する必要があり、令和2年度に施設管理者である村山北部土地改良区と連携し、水路整備工事を実施してきました。その結果、以前の水量に新たな導水が加わり、安定した消流雪用水の確保が図られているところであります。

また、流雪溝の整備については、流雪溝整備計画をもとに、地区からの要望も加味しながら整備を進めております。その一方で地域内の整備が進むにつれ、構造上の分岐点が増えることや、大雪が降ったり低温が続くと河川そのものの水位が低下するため、必然と取水量が少なくなりスムーズに水が流れず、満足をいただく水量に見合わない場合もあるといった課題があることも認識しております。

流雪溝の維持管理については、尾花沢市流雪溝管理委員会委員の皆様、各地区にて組織されている流雪溝

管理委員会及び区長の皆様、また、なにより利用される市民の方々のご理解とご協力によって運用されていると捉えております。市といたしましては、現在の許可されている取水量を安定して効率良く確保するため、流雪溝や導水路の維持管理を徹底して水量確保に努めてまいります。

また、水利権の申請には過去10年間の気象数値や河川水量をはじめとした、各種データを取得し検証するため、膨大な時間と事務も含めた多くの労力が必要となります。そのため、水利権の申請に係る作業の簡素化や許可期間の延長など、本市の実情を国や県に対し重要事業要望として届けておりますが、実態に合った要件の整理が図られるよう、機会を捉え、さらに取り組みを進めてまいります。

次に、利雪、克雪、親雪に関する産学官の連携についてですが、積雪については、市役所エネルギー棟に雪を保存し、庁舎の雪冷房として活用しているほか、雪蔵そばとしての保管や、酒蔵として雪室を活用している事業者や団体がございます。

また、克雪については、居住空間無雪化プロジェクトにてガイドブックを作成し、雪に強い住まいづくりを推進しております。公共施設に施工した無雪化の実例といたしましては、市役所庁舎屋上に設置した、地中熱を利用した雪庇防止対策、サルナートでは地下水熱を活用した歩道融雪装置を設置しているほか、宮沢地区公民館、福原地区公民館においても、空気熱源ヒートポンプを利用した融雪装置を設置し、無雪化に取り組んでおります。

親雪については、雪の魅力を活かすためのイベントとして、雪まつり、徳良湖WINTER JAMや徳良湖スノーランドを開設し、市内外から訪れていただいた方に雪の尾花沢を楽しんでいただいております。

高橋議員からは、産学官民の協働による研究についてのお尋ねであります。先に述べた利雪や克雪の取り組みそのものが成果として事業化されているものであり、山形大学工学部との連携を中心に取り組み、市内事業者が施工するなどしてきたものであります。現在も継続した連携を行っているところであります。

また、地域住民と行政並びに研究機関が連携し、通年で雪に関する情報収集と調査研究を行う、尾花沢市民雪研究会を設置しております。昨シーズンの活動としては、県立山形東高校の探究部で進めている、雪と温泉の温度差から発電する取り組みを、徳良湖温泉花笠の湯で実証していただき、雪まつりの特設会場において成果の発表を行っております。加えて、同特設会

場において、施設外融雪装置の展示や克雪に関連するパネル展を行うなど、市民への雪対策に関する情報の発信に取り組んでおります。

また、今年の6月には、市内の企業懇談会や建設業協会と利雪に対する共催事業として、エネルギー戦略講演会と題し、国立大学法人電気通信大学の准教授をお招きし、積雪発電と研究開発の概要とエネルギー地産地消についての講演会を開催し50名の参加を得ております。

今後も産学官民の協働による雪の研究を継続し、より快適な雪国の生活環境を提案できるように努めてまいります。

次に、防災についてお答えを申し上げます。

災害については、予防対策、発災時の応急対策、復旧対策の3段階があり、それぞれの段階において、速やかな対策を講じることが被害の軽減につながるとされております。本市では、防災行政無線を用いて緊急情報等を市民の皆様へ発信しておりますが、防災行政無線屋外拡声支局の機能を補完するため、各区長及び土砂災害警戒区域内にお住いの方に戸別受信機の貸与、設置を行っております。令和5年8月末現在の戸別受信機の設置件数は205カ所となっており、内訳といたしましては、各区長、各消防団関係などが91カ所、指定避難所や福祉避難所などに55カ所、土砂災害警戒区域や洪水想定区域など、災害危険エリアの住居世帯に59カ所となっております。

議員ご提案のとおり、戸別受信機を全世帯へ貸与及び設置することが災害対策として望ましいことと理解はしておりますが、全世帯へ導入する経費を試算いたしますと、諸経費を含めて6億円から7億円という規模となります。このため、戸別受信機につきましては、災害危険エリアを中心に設置を推進しながら、新たなツールとして、今回補正予算に計上させていただきました防災アプリを導入して、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末へ、市からの情報をプッシュ型で発信する取り組みを行っていく考えであります。防災アプリにつきましては、所有されているモバイル端末の種類を問わず、操作についての説明会を開催するなど、より多くの方に利用していただけるよう努めてまいります。

また、実効性のある災害対策体制についてですが、予防、応急、復旧対策の3段階に基づいた地域防災計画をはじめ、市の災害時職員初動マニュアルやライフラインに関わる各部署の応急対策マニュアル、そして、発災時に向けた各事業所と締結している災害応援協定

に基づき対応をしております。発災時の迅速かつ円滑な災害時対応に向け、ライフラインを中心とした協定者との顔合わせや、締結内容の再確認などを行い、さらなる体制の強化に努めてまいります。

なお、本市のライフラインの復旧に対する体制につきましては、環境エネルギー課長、建設課長より答弁をいただきます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

ライフラインとしまして、水道施設についてお答えいたします。

水道施設が地震災害、風水害、その他の災害に見舞われ、水道水の供給を絶たれた時の職員の動員配備及び水道災害対策本部の組織体制、応急対策については、水道施設災害発生時応急対応マニュアルを定め、災害等発生時の対応を迅速かつ円滑に行えるよう計画しております。その計画では、災害による被害のレベルに応じ、応援要請を行うこととしております。応援要請先は、地元の尾花沢大石田管工事協同組合との間で、水道施設の災害に伴う応援協定書を締結し、これまでも応急給水や応急復旧活動のご協力をいただいております。さらに、日本水道協会との間で、災害時相互応援協定を締結し、応援要請を行うこととしております。

災害はいつ起こるかも分からなく、一方で水道施設の老朽化、経年劣化も日々進んでおります。令和4年1月の原田送水場取水ポンプ故障による長期間断水の教訓も踏まえ、引き続き老朽化の進む水道施設の更新に努めてまいります。

今後は年度当初に担当者の顔合わせに始まり、災害時の連絡網と初動体制の確認を実施し、災害発生時にも実行できるように備え、市民の皆様にとってより安全安心な水道事業を提供していきたいと考えております。

◎議長(菅野修一議員)

建設課長。

◎建設課長(鈴木敏君)

ライフラインとして、道路、橋梁等の施設についてお答えいたします。

地震災害、風水害、その他災害に見舞われ、土砂崩落等により緊急輸送路としての機能が断たれた時は、尾花沢市建設業協会と締結しております、非常災害時の障害物除去、応急仮設住宅建設に関する協定書に基

づき、建設業協会の協力を仰ぎ、障害物の除去作業などを依頼し、迅速な復旧作業に努めることとしております。

近年多発しておりますゲリラ豪雨や台風等による災害発生時には、建設課より建設業協会に依頼、初動体制のとれる業者を配備しながら、速やかな応急対策を実施しているところであります。災害発生時など緊急時には建設業協会との連携が必須であり、平時から双方における初動体制を確認し、指示系統等の意思統一を図る場が必要と捉えておりますので、毎年意見交換会を開催し、災害時の連絡網、初動体制を確認、共有し、有事の際の協力体制、速やかな作業実施に備えていきたいと考えております。

◎議長（菅野修一議員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（工藤雅史君）

中学校における休日部活動の地域移行に関するご質問にお答えいたします。

まず、部活動及び部活動改革について説明させていただきます。

部活動とは、学習指導要領において、教育課程外の学校教育活動、生徒の自主的、自発的な参加による活動、すなわち、任意加入が前提とされている活動と位置付けられております。

また、部活動改革は、議員がご指摘のとおり、生徒にとって望ましいスポーツ、文化環境の整備、教員の働き方改革の推進を目的とするものでございます。

部活動の地域移行により、保護者負担が大きくなることが予想されるが、市としてどのように支援していくのかとご質問についてであります。現在、部活動に加え、スポーツ少年団やスポーツクラブ所属の団体、他市クラブチームに所属する、さまざまな生徒がいる状況となっております。昨年度、こういったことを踏まえ、生徒と教職員の意向を確認するとともに、学校や関係団体と調整会議を行い、休日部活動の地域移行を実施するための現状と課題の把握に努めました。今年度は6月に学校部活動地域連携、地域移行支援協議会を設立し、その中でも送迎、経費負担などについて、さまざまな意見をいただいております。

今後、問題解決への対応策や受益者負担と行政支援のあり方についても協議会で検討してまいりたいというふうを考えております。

次に、生徒の活動機会を確保するための地域連携、合同部活動の導入、指導者の確保をどのように考えているのかとの質問についてです。

休日部活動の地域移行や任意加入制度は、全国的に導入されるものであり、多くの市町村がさまざまな課題を持ちながら現在取り組んでいるところでございます。北村山地区でも、中学校ごとに取り組む状況が異なっているため、広域での取り組みについては、他市町の教育委員会と情報交換を行いながら可能性を模索してまいります。まずは、本市2つの学校ありますけれども、既存の部活動による合同活動を実施し、軌道に乗せ、活動の継続に努めます。また、指導者の確保については、現在協力いただいております2校の外部コーチのほか、スポーツ競技、芸術文化団体や市内企業への周知を行い、人材確保に努めてまいります。

最後に、熱中症と思われる米沢三中の女子生徒の死亡事故から、尾花沢市として今後の対策はどのように考えているかについてです。

2学期が始まりました現在も、猛暑が続いている中、各学校におかれましては、部活動にとどまらず、運動会や地区中学校新人体育大会などの体育的行事が予定されております。このことを受け、8月22日に、熱中症警戒アラートやWBGT計等による活動制限等について全小中学校長に通知しました。WBGTとは、人体と外気との熱のやりとりに着目し、3つ要素があるんですが、1つ目が湿度、2つ目が日射、輻射など周辺の熱環境、そして3つ目、気温、この3つを取り入れた指標をいいます。また、部活動等に関わる内容として、1つ目、スポーツ等の活動前、活動中、終了後にも適宜水分補給を行うこと、2つ目、生徒の下校時も熱中症防止に努めること、3つ目、熱中症の疑いのある症状がみられた場合は、早期に水分、塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な処置を行うことについて注意喚起をしております。

この通知を受け、学校では運動会などの延期が検討されました。また、水分の持参、登下校時の白帽の着用、複数での下校の奨励、教員による見回りなどにより、学校の実態に応じて対応しているところでございます。

休日部活動の地域移行につきましては、議員ご指摘のやりたいをやれないにしないための、生徒にとって望ましいスポーツ、文化環境の整備と教員の働き方改革を基本方針として、令和6年度の休日部活動の地域移行、任意加入制の導入を目指し、再度児童生徒、保護者の意向調査を行って、協議会での話し合いを通して、尾花沢市の実態に合った、持続可能な体制づくりに努めてまいります。

熱中症対策については、できないではなく、どうす

ればできるかを考えることを基本方針としながらも、WBG T数値を活用した、安心安全を最優先させた教育活動制限について確認してまいります。以上であります。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

克雪対策の着実な整備について再質問させていただきます。

今回、今までも水の問題、流雪溝の問題というのは、いろいろ問題になってきて、この場で質問された方というのは多くいらっしゃるかと思います。ただ、水の確保というのは、流雪溝整備されれば、どうしても近隣の住民の方は期待をするわけです。流雪溝の水というのは本当に必要不可欠なもので、今後ですね、市並びにまだ我々議員団も、その水の確保には、陳情を続けていかなければならないと思っています。特に国、県などの機関に陳情を続けるというのは必要だと思われれますし、逆に市からですね、こういったことで、増量というんですか、水を増やすことができないかというふうに提案することも可能だと思いますが、どう思われますか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

今、議員のほうから仰っていただいたようにですね、議員の方々にもご協力いただきながらですね、私も機会を見てですね、国、県のほうに働きかけを行い、また重要事業要望等でもですね、しっかりお願いをしていくということは、従来からも変わりないところではありますが、今後もですね、雪に関わる財源、そして水利権、水の取得、そういうものには、一段とですね、力を入れて、要望してまいりたいというふうに思っております。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

今回、市長さんが国と太いパイプがあるということですので、ぜひとも実現に向けて頑張ってください、そういうふうに思います。第7次尾花沢市総合振興計画の10の2の雪対策の利雪、親雪活動の推進で、雪国にしかない楽しみを体験するイベントの充実とあり、尾花沢ならではの冬の楽しみ方を国内外の人に提供し、冬季間の観光増加につながるよう、雪まつり、徳良湖WINTER JAMの開催や、徳良湖スノーラ

ンドの開設など、冬の魅力を活かすイベントを開催するとあります。また、冬季スポーツの充実においても、雪国の特性を活かし、学校や地域活動と連携して、子どものころからスキーに親しむ環境づくりを推進するというふうにあります。大変、良い事業だと私も思います。その中で、スノーランド、ウィンタージャムを実際に行っている方々、若い人たち、若い世代ですけれども、この若い世代の方々にも、より多く、支援していくべきだと思います。こういったことが、若い人たちの定着、住民、市に定着するというきっかけになる要素だと思いますが、どう思われますか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

まさにスノーランドを中心とした雪の尾花沢をですね、しっかり味わってもらおうというかですね、雪の楽しみをしっかりPRしていきたいということで今進めているところでありますが、特にその中心となる若い方々がしっかり後押ししていただいているのも今現状の状態でありまして、これからも若い方々を中心としてですね、携わっていただけるように、市のほうとしても万全な体制で支援していきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

やっぱり若い世代の声もきちんと耳を傾けて、若い世代がやりたいことにも十分に支援していただく。そういったことを頑張ってやっていっていただきたいというふうに思います。

またスキーに親しむ環境づくりを推進するというところでありますが、オリンピックなどで活躍した選手も輩出している当市において、今後ですね、若い世代にそのスキーを楽しむ環境づくりを提供するというふうにありますけれども、具体的にどのように考えておられますか。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

高橋議員にお答えします。私たちの社会教育分野、特に学校教育でスキー授業はベースでやっております。そして各地区のスポーツ少年団と連携しながら、スキーの振興、競技力向上、スキー大会の充実、そしてラングラウフ大会を開催等もしております。ラングラウフは、県内で唯一のラングラウフ開催地となっております。

ます。

なお、学校でのスキー授業に対しての授業等のサポートなども、ここ最近ずっとやっております、特に長根山での充実した授業等もされていることを今後とも継続し、尾花沢に生まれた子どもたちが、クロカン、アルペンのスキーで体力向上しながら頑張っており、未永く頑張っていけたらなと補助をしていきたいと思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

やはり雪国ですから、スキーというものをきちんと子どもたちが楽しめるというのを、小さい時からやっていたら、成人してからもスキーを楽しんでいける。それがきっかけで、尾花沢のスキー場なんかを利用して、定着なんかにもつながると思いますので、ぜひとも小さいうちから、スキーに親しめる、スキーをやっていたらいいということで、授業を進めていただきたいというふうに思います。

またですね、徳良湖のキャンプ場の管理棟のカフェ営業が、今行われていないということですが、夏場の営業だけで、冬期間どうしてもお客さんが来ない、また、営業できないということもありました。こういったことを考えると、冬、スキー場での営業。夏場はキャンプ場で、冬はスキー場ということも可能ではないかなと、そういった声も若い人たちからありますので、そういうことも検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

今の徳良湖でのグースカフェの部分での冬場の状況と、あとはスキー場でのレストランの活用ということになります。これからスキー場の運営のほうをさせていただくわけでありまして、レストランの部分については、指定管理の一部ということで、ふるさと振興公社さんをお願いしているような状況もあります。運営については、さまざま、指定管理者とも協議しながら、検討していく必要があるのかなと考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

ぜひ検討のほうをお願いしたいと思います。

続きまして防災についてであります。やっぱり戸別

無線の配置になるということ、多額の予算が必要になるということで、緊急速報メールとかスマートフォンなどの携帯端末の利用ということで対応するということになっているようです。野外スピーカー、最近すごく聞き取りやすくなってきました。以前から比べると。ただ、冬場も夏場においても窓を閉め切る、そういった家庭が多くなってきました。猛暑で窓を閉め切って、エアコンを利用する。冬場は暖房のために窓を閉め切るといったような形で、なかなか野外スピーカーからの情報が得られないというか、聞き取れないということがありますので、先ほど来ありました、メール、スマートフォンなどの端末を利用して、やっぱり進めていくべきだと思いますが、スマートフォンの端末、やっぱり説明会が必要だと思います。アプリを入れるにしても、高齢者の方にとっては、ちょっと変なアプリじゃないかななんて疑いを持つと、なかなかインストールできないこともありますので、そこら辺の講習会と言いますか、説明会という、具体的にどのように考えておられますか。

◎議長(菅野修一議員)

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長(間宮明君)

お答えいたします。全国瞬時警戒システムJアラートに関わる情報伝達手段の多様化、防災行政無線の住民への防災情報の確実な情報の機能強化ということで、今回のアプリ導入を考えてございます。先ほどの市長答弁にも重複する部分がございますけれども、具体的には、市民が持っているスマホやタブレットなどのモバイル端末に防災関連のアプリを登録していただきまして、防災、災害情報などを専用アプリとして、より分かりやすく、そして使いやすいものとして利用していただきたいと考えておるところでございます。そして市民の皆様には専用アプリのインストールをさせていただくように、防災モバイルの教室を開催しながら、普及に努めたいと考えてございます。こちらのほうは、今年度9月補正、そして年度末に導入なる予定です。その来年度事業として、その市民講座を開催していきたいと考えているところです。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

やはりですね、その情報をきちんと伝えるということが、まず災害に対する危機管理だと思います。特に今回、今般の新型コロナウイルス感染症対策に関しても、住民への情報発信などの重要性は、高まってきて

いると思いますので、早急にそして分かりやすく説明していただければというふうに思います。

また、災害における早期対応ですけれども、やはり紙面上で対策がなされていても、お互い、業者間、例えばそういう建設業界であったり、管工事組合であったり、そういった関係団体と、きちんと意思疎通、きちんと対応できるかということが、非常に重要になってくると思います。片ほうだけが分かっている、片ほうが良く理解していないということもあるかと思いますが、そこら辺の対応はどういうふうに考えておられますか。

◎議長(菅野修一議員)

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長(間宮明君)

お答えいたします。先ほど、環境エネルギー課長及び建設課長からも答弁あった内容に重複するところですが、本市では水道、電気などのライフラインに関わる災害に伴う応援協定、締結しておりますが、協定締結時だけの確認となっております。ですので、この大切な災害協定が風化しないように、毎年のように連絡体制など、両方で確認し合いながら、職員の横断的な対応とともに、発災時に円滑に動けるように対応してまいりたいと考えております。

また、両者間の具体的な連絡体制も常に、今後構築してまいりたいと考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

やっぱり今仰られたとおり、打ち合わせというか、そういう会議というのは、やっぱり常日頃、1年に1回でも2回でもいいんですけども、お互いが理解していないと役に立たないものですから、きちんとお互い、きちんと話し合ってますね、初動体制としてすぐ動けるように、混乱が起きないようにしていただければと思います。

もう1つですが、市民の生命と財産を守る上で、天災による災害時や建造物の破損、倒壊に早急に対応することが、先ほど来、私が申し上げて重要だと考えますけれども、その備え、対応策に関して、現在どういうふうに取り組んでおられますか。

◎議長(菅野修一議員)

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長(間宮明君)

お答えいたします。本市では備蓄の倉庫、備蓄品の指定避難所のほうの非常食、並びに水、そして毛布な

どの備蓄品をストックしております。

なお食料については、ローリングストックという形で、7年ないし10年で廃棄になるところもあるんですけども、そちらのほうを備える、そしてそちらの部分を廃棄する1年前に学校など、または自主防災会などに通しまして備えていくという形で、備品等を構築しているところです。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

今後ともですね、ぜひ災害時に対応できるように、備蓄、そういった備えを十分に行っていただきたいというふうに考えます。

次に部活動の地域移行に関してですが、やはり地域移行、なかなか難しい問題があるかと思えます。これからコーディネーターを挟んでいろいろ検討し、進めていくとは思いますが、その前にですね、やっぱり懸念される部分というのはすごく多い、不安に思うことが多いというふうに感じます。特に地域移行にすれば、経済的、親御さんの経済的負担、また子どもたちがですね、その経済的負担で、やりたいのにやれない、やらせてもらえないといったことが懸念されると思います。市としてはやはりそういったことが起こらないように、市として大きくサポートしていただかなければならないと思いますが、市長はどのようにサポートしていこうというふうに今の段階で考えておられますか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

休日部活動移行については、まさに議員が仰るとおりですね、まだまだこれから課題、現時点でもいろんな課題が出てきているというふうに承知しておりますが、また親御さんの財政的な負担のみならず、なかなかその送迎まで入ってきますと、時間が取れるかなんていうことも出てくるでしょうしですね、いろいろ課題、これからあろうかと思えます。したがって、現在もそういう課題と一緒にですね、解決策、何とかクリアできるような方法をですね、考えているところでもあるでしょうし、これからはですね、しっかり立場に立って、クリアしていけるような方法を作っていきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

これから地域移行に向けて、先ほど申し上げたとおり、コーディネーターを挟んで検討を重ねていくということですので、ぜひともですね、子どもたちのやりたいという気持ちを、やれるように、行政としてバックアップしていただければというふうに考えます。

また地域、その中でですね、やっぱり指導者の問題というのも、かなり出てくるのではないかなというふうに思います。指導者の確保、これからそういう話題にもなると思いますが、現段階において、指導者の確保という面では、どのように捉えておられますか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

質問にお答えします。各部ごと状況が異なっているために、いま夜間などを利用して、各部ごと調整会議を実施しております。現時点で5つないし6つの部活で話し合いを持って、その中で、これまで外部コーチとして関わってくださった方が、これだと協力できるよとか、これはちょっと難しいなとか、そういったところを今把握していると、そういった段階にあります。できるだけ地域の方からもご協力を得ながら、持続可能な形で進めていけるよう何とか頑張ってもらいたいというふうに思っているところです。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

ぜひですね子どもたちが、やりたいということができるように、コーディネーターを含めて、会議を進めていって、頑張りたいと思います。

次に熱中症ですけれども、やっぱり最近すごく高温が続きまして、子どもだけでなく、高齢者においても、私たち成人においても、熱中症というのがすごく問題になっているところです。学校においても、昨今、痛ましい事故もありました。また山形市においては熱中症数十人出したというニュースも流れました。これに対してですね、尾花沢市として、やっぱりきちんと子どもを管理していく。熱中症にならないように管理していくということが、すごく重要になってくるかと思いますが、再度、質問になりますが、尾花沢市としては、どういった形で対処していこうと思っておられますか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

質問にお答えします。先ほどの答弁内容とも重なるところがあるのですが、あらためて何か新しいことというよりは、これまでの取り組みについて再度、確認を通知、もしくは校長会等でお話をさせてもらったところです。そして、それぞれどういう形で、各学校の実態ございますので、さらにそこを徹底していくかということで、対策を今取り組んでいるところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

熱中症、大変怖い事案であります。ひどくなれば死亡ということにもなりかねませんので、これからも気を付けて見ていただきたいということと、対策を十分に取っていただきたいというふうに思います。

これもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

◎議長(菅野修一議員)

以上で、高橋隆雄議員の質問を打ち切ります。

次に12番 星川薫議員の発言を許します。星川薫議員。

[12番 星川 薫 議員 登壇]

◎12番(星川 薫 議員)

先の通告にしたがい、9月定例会一般質問をさせていただきます。

私からは、大きく3項目についてお伺いいたします。

1項目目は、書かない窓口の推進と来年度以降の展望についてであります。

本市でも、市民に、住民にやさしい、書かない、待たせない、回らない、職員にやさしい、窓口とともにバックヤードも改革、経験の浅い職員でも窓口対応可能な、書かない窓口を今年度より稼働させておられますが、主な部署は市民税務課所管の事務となっております。現在までの利用実績と時間の削減をどう把握しているのかお伺いいたします。

また、各課の手続きや申請書、チェック事項を登録できる受付システムは、150種類ほどの申請書を登録可能ですが、来年度に向けた申請の拡大はどこまで考えておられるのか併せてお伺いいたします。

2項目目は、尾花沢市公式ホームページについてであります。

昨年、10月にリニューアルした本市のホームページですが、はっきり言いまして残念で仕方ありません。本市の顔であるホームページからは、本市の

いいところが全然伝わってきておりません。当局は市の何をアピールし、少子化対策や人口減少対策、観光集客を図ろうとしているのか、全然見えてこない状況であります。魅力ある尾花沢をアピールするにはホームページの出来が重要であります。今後、ホームページのさらなるリニューアルを検討してはいかかでしょうか。

3項目目は、ふるさと納税20億円を達成するに当たってお伺いいたします。

本市へのふるさと納税は、令和3年度は7億9,000万円弱、令和4年度は10億1,000万円強と着実に増えておりますが、市長が掲げる20億円は現在の倍であります。市長任期中、20億円への寄附を達成するプロセスはできているのでしょうか。また、総務省ではクラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、ふるさと起業家支援プロジェクト及びふるさと移住交流促進プロジェクトを立ち上げ推進していますが、本市も活用すべきと考えます。いかがでしょうか。

以上、質問席からの質問とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城裕君 登壇〕

◎市長（結城裕君）

ただ今、星川議員からは大きく3点についてご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

初めに、書かない窓口の促進と来年度以降の展望についてです。

書かない窓口は、窓口申請に係る市民の負担軽減と、手続き時間の短縮による利便性の向上、さらには、受付する職員の業務効率化を目的に、今年度から運用を開始しております。

初めに8月末までの実績についてですが、福祉課における、おもいやりタクシー券の申請が65件、総合案内窓口では転入や転出、転居や国保異動などの手続きを中心に112件となっております。

次に時間の削減、いわゆる効果についてですが、利用された方が高齢者の場合、書類を書く手間がなくなったことに対する簡便さが喜ばれており、同時に滞在時間の短縮も図られているようであります。また、転入転出等におきましては、手続きに要していた時間が半分程度になっているようであり、職員の事務処理に係る効果についても実感しております。

本市では複数課に跨る出生届や死亡届を、1カ所の窓口で完結させるワンストップ手続きに取り組んでおります。これは担当部門の職員が受付の窓口それぞれ

れ伺い、手続きを完了する取り組みであり、独自に作成した手続き一覧表を共有しながら、速やかに事務処理を行っており、市民の方々からも大変喜ばれております。しかし、手続きは書面による手書きであるため、今後、書かない窓口を拡大していくことで、手続きに要する時間の短縮等、さらに利便性が向上するとともに、事務処理の効率化が図れるものと考えておりますので、市民の方々が市役所窓口で行う諸手続きについては、広く書かない窓口への移行を進めていく考えであります。

さらに今後は、書かない窓口に加え、待たない、行かないを含めた、3ない窓口の推進を掲げ、今年度中に各部門で行政手続きの洗い出しを行う予定であります。その結果を踏まえて、可能な手続きからオンライン申請などのデジタル化に取り組み、窓口サービスの充実に努めてまいります。

次に、市公式ホームページについてお答えを申し上げます。

市の情報発信におきましては、さまざまな分野の最新情報を誰にでも見やすく、分かりやすく提供するため、見る人の視点に立ったものとなるよう努めております。旧ホームページでは、古いデータや不要なデータも散見され、必要な情報になかなかとどり着けない、モバイル端末に対応していない、などの声が寄せられていたこともあり、ホームページのシステムを更新する時期を捉えて、新たなホームページとして昨年10月にリニューアルを図ったものであります。

リニューアルに際しては、市民及び職員に対してアンケートを実施するとともに、公式ホームページリニューアル検討委員会を立ち上げ、情報を構築するコンテンツの内容を協議いたしました。この委員会では利用者の閲覧分析に基づき、利用する半数以上のアクセスがモバイル端末といったニーズを考慮すること、また、特に利用実績の高い、暮らし、市の情報、子育て、ふるさと納税、観光、移住、定住、ライブカメラの6項目に絞って扉ページを新設し、誰でも一目で分かるシンプルな配置にすることなどの協議がなされ、現在の迷わず最短で目的の情報にたどり着けるよう、スマートフォンでの閲覧に適した構成となったものであります。

また、ページごとに情報量を平準化することで、視認性や操作性が向上するなど、今回のリニューアルには一定程度の成果があるものと認識しております。

今後も議員皆様からのご意見も参考にさせていただき、少子化対策や人口減少対策等の政策についても、

分かりやすく発信していくなど、これまで以上に正しい情報をより早く正確に伝えることを心がけ、さらに使い勝手の良いホームページの運用に努めてまいります。なお、ホームページは年代、性別、障がい等の有無に関わらず、全ての人が閲覧しやすいように配慮した構成であることから、ターゲットを絞ったほうが効果的な情報や緊急性の高い情報等については、SNSを有効に活用しながら補完していきたいと考えております。

特に観光部門におきましては、閲覧者も多いことから、旬の情報を分かりやすくお伝えできるように努めてまいります。詳細につきましては商工観光課長より答弁させていただきます。

次に、ふるさと納税についてのご質問ですが、本市のふるさと納税の寄附額については、年々増加傾向にあり、昨年度の受け入れ額は10億1,000万円で過去最高額となり、対前年比も1.28倍と県内13市中2番目の高い伸び率となりました。さらに今年度についても、8月末時点で、対前年比約1.5倍の寄附額となっております。今後、ふるさと納税20億円を目指すため、基幹産業である農産物のブランド力のさらなる向上を図るとともに、これと合わせ大きく次の3点についてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

1つ目が、本市特産品の積極的なPRであります。特に、尾花沢すいかは高いブランド力によって、全国のスイカ返礼品の中でもトップレベルのシェアを誇っており、このほか米や牛肉の魅力も全国に広がりを見せております。このような機を捉え、トップセールスのほか、各関係団体と連携した、さまざまなイベントにおきまして、本市特産品の積極的な発信に取り組んでまいります。

2つ目が、返礼品に係る体制強化であります。本市の返礼品の約8割は、尾花沢すいか、米、牛肉、銀山温泉となっており、これら主要品目の強みをさらに底上げする必要があると考えております。そのためには、返礼品の数量確保や発送体制の充実、強化が大変重要であるため、事業者と十分に連携し体制の強化に取り組んでまいります。加えて、尾花沢産で提供できる果物が限られている中、現在、山形連携中枢都市圏連携事業として実施している、ふるさと納税での共通返礼品の取り組みを有効に活用することにより、さくらんぼやラ・フランス等の人気が高い季節の果物も返礼品として確保できるため、寄附の拡大につながると考えております。

3つ目が、ふるさと納税ポータルサイトにおける広

告の強化であります。多くの自治体が活用している、ふるさと納税ポータルサイトにおける返礼品の掲載や周知についても、特産品のおいしさがより伝わるような画像の掲載や、寄附者の目にとどまるようなデザイン構成にするなど、より魅力のある表現に努めてまいります。

このほか、企業版ふるさと納税につきましても、昨年度は6社から合計210万円の寄附をいただきました。引き続き市外に本社を有する企業に対し、本市の重点施策と事業についてのご賛同をいただき、多くの企業から支援していただけるよう取り組んでまいります。

次に、クラウドファンディング型のふるさと納税の活用についてのお尋ねであります。これは総務省で提案する事業で、起業家支援プロジェクト及び移住交流促進プロジェクトの2つのタイプがあり、いずれも共感や賛同を得て、寄附を募る取り組みとなっております。この事業についても、自主財源を確保するための有効な手段と考えますので、事業の内容をしっかりと把握し、先行する自治体の事例を参考に、有効性なども調査しながら、活用を検討してまいります。

以上、私の答弁とさせていただきます。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

それでは、市のホームページの観光部門については、私のほうからお答えさせていただきます。

市公式ホームページ内の観光部門については、基本的事項として、尾花沢市の主要な観光地や観光部門に関する歴史的な背景、市の観光行事等の新着情報を掲載し、随時、閲覧者などからのニーズに応じていきます。

また、観光物産協会と連携し、シーズンごとの観光情報や営業、商売に関する情報は、観光物産協会のホームページに集約し、分かりやすくリンクを張るなどして、見やすく分かりやすい観光情報の発信に努めてまいります。そのほか、商工観光課では効果的な情報発信のツールとして、今年2月よりインスタグラムを活用しています。主にイベント情報を掲載しておりますが、スピード感のある発信に努めているほか、銀山温泉の滝や、御所山などの季節に合った観光名所のPRも行っています。今後も、市公式ホームページと合わせて、このようなSNSを活用し、魅力ある尾花沢をアピールしてまいります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

星川議員。

◎12番（星川 薫 議員）

市長と商工観光課長より、ご答弁をいただきました。順次、自席より再質問をさせていただきます。

まず書かない窓口についてであります。おもいやりタクシー券の申請が65件、転入、転出、転居、国保異動の手続きが112件、時間の削減が半分との答弁をいただきました。そこです、この112件プラス65件、約200件弱でありますけれども、市民の反応はいかがだったでしょうか。お伺いいたします。

◎議長（菅野 修一 議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（永沢 八重子 君）

お答えさせていただきます。書かない窓口に対する市民の反応というご質問でございますが、先ほど市長答弁にもありましたとおり、利用者が高齢者の方である場合は、申請書を書かなくても良いということで大変便利で喜ばれているようであります。また、転入転出などの異動届の際も、これまでより時間短縮が図られて、書かないで行政手続きができるということで、利便性を感じていただいているのではないかと考えております。

◎議長（菅野 修一 議員）

星川議員。

◎12番（星川 薫 議員）

簡単、簡便さが喜ばれているということと、あと時間の、書かなくても提出できるということで喜ばれているということでもあります。やはり書かない窓口というのは、そういう時間のロス、また書くことのないことの便利さというのが一番だと思います。また出生届や死亡届に際しては、移動することなくですね、1ヵ所の受付スペースで手続きができるワンストップサービスを行っているとのことでもありますけれども、出生届や死亡届の際にかかる時間は、おおよそいかほどかお伺いしたいと思います。

◎議長（菅野 修一 議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（永沢 八重子 君）

出生届や死亡届の際にかかる時間についてお答えいたします。人によってまちまちではございますが、出生届は約30分から40分。死亡届につきましては、最初に死亡届を持って火葬等の手続きに来ていただいた時は1時間ほど。その後、遺族の方が関連する手続きに来ていただいた時は30分程度の時間を要しております。死亡届の場合ですと、届け出が来る前に、火葬場から火葬を予約された方の情報がFAXで流れてきますの

で、事前に火葬許可書等の準備を行うなど、時間短縮に努めております。ただ、死亡届の場合ですと、届書の記載をしないままに届け出に来る方が多いので、その記載時間や、次に遺族の方が手続きに来る時にスムーズに手続きができるよう、どういった手続きが必要で、どのような書類を持って来なければならないかなど、説明にかなりの時間を要しているため、どうしても1時間程度はかかってしまう状況となっております。

◎議長（菅野 修一 議員）

星川議員。

◎12番（星川 薫 議員）

出生届で3、40分、死亡届の場合は火葬の場合と、あと届け出で別々だということでもあります。やっぱり死亡届の際、市民から私言われるのは、「時間かかりすぎる。」と言われるんです。「半日程度、3時間程度かかった。」とか、よく言われます。やはり忙しい時に、亡くなられた方のところに居たいんだけど、そういう時間が取られるということで、もっと何とかできないのかというふうに相談を受けています。答弁ではですね、準備が整い次第、書かない窓口、お悔やみバージョンを来年度運用するということでもありますけれども、書かない窓口のお悔やみ版をもう来年度に導入するというふうに動いていただきたいのですが、いかがですか。

◎議長（菅野 修一 議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（永沢 八重子 君）

書かない窓口のお悔やみ版の早期導入についてのご質問でございますが、死亡届の際に書かない窓口を導入するために、関係する課の担当者が集まって導入に向けた話し合いを今行っているところです。単純に書かない窓口システムを導入してしまいますと、かえって時間を要するという場面も想定されますので、どういうシステムの使い方をすれば市民の負担軽減と時間短縮、そして、職員の業務効率化につながるかということを見極めていくために、今月中に関係課で書かない窓口での受付シミュレーションを行う予定でございます。実際に体験してみると、課題も見えてくると思いますので、関係課でその課題を共有しまして、改善を図った上で導入してまいりたいと考えております。今年度中の導入を目指しているところです。

◎議長（菅野 修一 議員）

星川議員。

◎12番（星川 薫 議員）

今、受付シミュレーションを行っているということ

であります。本当に素晴らしいことでもあります。やはり市民負担の軽減、来る、来ないも含めまして、やはり時間の短縮というのも重要ですけども、書かない窓口の良さをどんどんアピールしてほしいなというふうに思います。そしてですね、私はどんどん書かない窓口の事業をですね、増やしてほしいと思っているんですけども、実際ですね、今尾花沢市というのは、たくさんの補助事業を行っております。子育て、医療、教育支援が30事業、定住、移住、新築、リフォーム支援が31事業、医療、健康づくり支援が7事業、その他含めまして、全170の補助事業があるわけでございます。今年度中にですね、各課で洗い出しを行う予定であるという答弁をいただいておりますけれども、まずはそれを含めて、簡単窓口支援システムに補助事業の申請書を登録すれば、それだけで市民負担の軽減と、手続き時間の短縮が図られると思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(永沢晃君)

議員からありました、まさしくそのとおりだと思っています。170事業ある中で、実際の申請が必要だというふうに記載になっているのが、約20事業だったんです。でもこれたぶん逆に言えば20というはちょっと少ないなと思ったんですけども、こういう部分も含めて、ちょっと洗い出しという形で、今年度させていただければと思っております。簡単窓口システムという部分、これ言い換えれば、書かない窓口というふうな部分につながっていくんですけども、この端末、タブレット端末につきましては今5台あります。それ今2カ所で稼働しておりますので、これがフル稼働するような形で、できればその中に、その150まで登録できるというふうにありましたので、たぶん洗い出した中でいけば、ほとんどのものが最終的には入れることが可能なかなというふうにも思っておりますので、特にもし早く進めるというふうな場合につきましては、先ほどの高齢者のほうからは大変喜ばれているということもありましたので、なるべくそういう部分から、ニーズの多いところからしていくと、さらに喜ばれるのかなと思っていますので、まず洗い出した中で、そういうニーズの部分をつまみながら、先行する部分があるとすれば、それはそれで取り組んでいければと思っていますので、よろしくお願いします。

◎議長(菅野修一議員)

星川議員。

◎12番(星川薫議員)

総合政策課長からは前向きな答弁をいただきました。やはり洗い出し、今回ですね、今からシミュレーションもやるということで、どれができるのかというのを早期に洗い出していただいて、市民の皆様が喜ばれるようなシステムであってほしいと思いますし、やはり福祉課の申請もかなり枚数を書かなくちゃいけないものもあります。自立支援の支援の申し込みとか、そういうのなんですけれども、黙って5、6枚は同じ名前を書かなくちゃいけないという、次から次へと紙がこう出てきます。「次これもお願いします、次これもお願いします。」そういうのもやっぱり洗い出していただいてですね、これを書かない窓口に活かしていただきたいなというふうに思います。

次に尾花沢市のホームページについてであります。

昨年10月にリニューアルしたことは、皆さんもちろんご存知なんですけれども、はっきり言って私はこの魅力を感じ取れないというのが私の感想です。市民と職員に対してアンケートを実施し、公式ホームページリニューアル検討委員会を立ち上げ、協議し、6つのコンテンツに絞ったとの答弁をいただきましたけれども、コンテンツを増やすことは可能なのでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(永沢晃君)

コンテンツを増やすことについては可能であります。

◎議長(菅野修一議員)

星川議員。

◎12番(星川薫議員)

これ、提案なんですけれども、尾花沢市の年間イベントカレンダーというのはないんですね。何かいつも新着情報とか、そういうのでちょこちょこちょこっとう上がってきて、年間を通して尾花沢では、尾花沢まつりいつだよとか、カレンダーを見て分かるやつ1つもないんです。やっぱりこの年間イベントカレンダーというのを作成して、1つのコンテンツに持っていけば、尾花沢市の出来事が全て分かるようになればいいのかなというふうに思いますし、現在ですね、今のコンテンツは、くらし、市の情報、あと子育てであれば、いきなり「おがぁ〜れ」にリンクされて、そこの中の新着情報というところに、ちょこちょこちょこちょこ入ってくるんです。やっぱり各課のイベントがですね、バラバラにアップされていますので、非常に分かりにくいというのが私の感想でございます。この点についてご答弁をお願いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(永沢晃君)

ホームページについては、ある程度厳しい評価だなと思ってますけれども、議員に言われたからということではなくて、やっぱり市民の意見というふうに捉えて、その市民の視点に立った職員の取り組みとして、さらにブラッシュアップしていくというふうには、やっぱりやっていかなきゃならないかなというふうには考えております。先ほどのイベントカレンダーにつきましても、集約して、それを一覧にして可視化していくというふうなものであれば、今まで分散していたものが、情報の発信としてはすごく有効になってくるだろうということで、ほかの自治体のもも見させていただきまして、やっぱりそうあるべきなのかなというふうには、今あらためて思ったところで、職員のほうにも相談したところでもあります。やっていこうという時に、やっていきましょうというふうな会話も職員とできておりますので、ぜひ進めていきたいと思っています。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

星川議員。

◎12番(星川薫議員)

総合政策課長からは、やっていこうという力強いお言葉をいただきました。私だけの提案じゃないと思うんですけども、いろんな課がいろんな事業を抱えている中で、イベントがある中で、各課が、ポスターや何かいろいろなものを作っているにもかかわらず、その課にいかないと、見れないというのは、やっぱり違うと思うんですよ。やっぱりそのイベントカレンダーをクリックすれば、もうそのポスターとかそういうのも出てきて、こういうことあるんだという、市民はもちろんのこと、市外の人もそうだと思うんです。こういうこと尾花沢市でやっているんだという情報発信というのは、すごく重要だと思います。ですので、そのイベントカレンダーを絡んだ、それを使って、こういうことがあるんだと一目で分かるようなコンテンツになればいいのかなというふうに思います。

あとちょっとこれからは担当課のほうにの質問になるんですけども、子育てのコンテンツでありますけれども、前から使用している「おがぁ〜れ」を使用しています。子育て日本一を掲げる尾花沢市であります。中の中まで入ってクリックすれば、市の補助事業等が分かるんですけども、インパクトのある、魅力あるホームページと言えるでしょうか、福祉課長。お答え

願います。

◎議長(菅野修一議員)

福祉課長。

◎福祉課長(吉野真広君)

「おがぁ〜れ」につきましては、尾花沢市ホームページの子育て応援情報サイトでもありますけれども、徳良湖ですね、室内遊び場の名称でもございます。子育て情報がそのまま「おがぁ〜れ」につながるということは、この議会もそうでもありますけれども、ホームページは市内外、世界に発信しているサイトだと認識しております。県外から見れば、子育てイコール「おがぁ〜れ」というのは理解が難しいのかなというふうにも考えられます。

確かに議員が仰るとおり、中に入っていけば、福祉課だけの情報ではなくてですね、教育、医療、住まいと各課での事業がアップされております。イベント情報はタイムリーに発信しておりますが、市の補助事業等の皆さんが知りたい情報は、トップ画面に掲載するなど、分かりやすいホームページが必要だと考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

星川議員。

◎12番(星川薫議員)

福祉課長も大変だと思います。「おがぁ〜れ」も、もうきっとこれも私議員になってからずっと「おがぁ〜れ」というのがありまして、これも確かに更新は早いんです。確かに、やってるんですけども、やっぱりあまりにも文字が多すぎてですね、それをクリックしていかないと補助事業から何か全然そこまでたどり着けないというのがあります。やはりこのなんて言うんでしょう、もう1回このホームページの1つひとつのホームページというのを、もう一度考え直してですね、1回もう「おがぁ〜れ」も卒業したほうが私はいいと思います。はっきり言って新しいの作ったほうがいいと思います。

基本的に、この暮らし、市の情報というところをクリックすれば、補助事業というの一番下のところに行って一文字しかない、補助事業一覧というの、こんな1行しかないんです。それをクリックしないと出てこない。なかなかホームページの作り方次第なんでしょうけれども、ちょっとその辺はもう1回、課だけじゃなくてですね、皆さんで話し合っていたきたいなというふうに思います。

次、ふるさと納税のコンテンツでありますけれども、寄附金20億円を目指すホームページであるとお考えで

しょうか、定住応援課長、よろしく申し上げます。

◎議長(菅野修一議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(坂木良一君)

それではお答えいたします。現状の市のホームページのふるさと納税の情報ページでありますけれども、特産品の紹介や、あと返礼品を申し込む際のポータルサイトの紹介、あとは寄附控除の説明、あと寄附実績の紹介などを掲載している内容となっております。ふるさと納税につきましては、寄附された方々のほとんどが、その外部のポータルサイトのほうにアクセスをして、返礼品のほうを申し込んでいる状況であります。また市のほうとしても、委託会社のほうにお願いをして、ポータルサイトのいろいろ返礼品の写真であったり、そのデザインについても力を入れておりますので、そちらのほうに誘導するような形で、ポータルサイトが分かりやすいような作りになっております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

星川議員。

◎12番(星川薫議員)

もちろん私たち議員もですね、このふるさと納税のコンテンツの中身を見ればですね、ある程度の情報は入ってきて、簡単に言えば見やすいホームページだなというふうには思います。ただまだまだこれも20億円を目指すというのであれば、改良の余地はあるのかなというふうに思っています。もちろん最初の写真のアップにしても、花笠踊りのも入っているんですね。ふるさと納税で花笠踊りの返礼品なんてありますか。課長。

◎議長(菅野修一議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(坂木良一君)

私が把握したところでは、花笠踊りの返礼品というのはちょっと確認しておりません。はい、以上です。

◎議長(菅野修一議員)

星川議員。

◎12番(星川薫議員)

尾花沢市はですね、雪とスイカと花笠のまちということで、入っているのかもしれないですけども、ふるさと納税なんで、やはりこの品物、もちろんスイカ、牛肉ですね、あとは米、あとアスパラとか、いろんな商品があるわけです。そういうやっぱり写真をですね、もっとドカンと綺麗に撮って並べたほうが、私はもっともっとアピールなるのかなというふうに受け取って

います。その辺も皆さんと、検討してもらってですね、少しでも20億円につながるように検討を重ねていただければなというふうに思います。

次、商工観光課長に1回答弁はいただいておりますけれども、観光のコンテンツであります、以前から銀山、徳良湖、街中の周遊観光を掲げているわけありますけれども、尾花沢市観光パンフレットをはじめ、ちょっと全てにおいて残念なホームページだなというふうには言わざるを得ない状況だと思います。やはりここは思い切って、商工観光課長、リニューアルしてはいかがと思いますが、どうですか。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

今、ホームページのリニューアルというようなところであります。先ほど観光部門のホームページについては答弁させていただきましたけれども、まず行政側の観光面で情報発信できる部分という、非常に限られているのかなと思っております。その中でやはり観光物産協会のほうのホームページがあります。そちらのほうとも連携しながら、しっかり住み分けをして、魅力あるホームページにしていきたいと考えております。

また併せてタイムリーな情報ということで、インスタグラムのほうも2月に開設しております。そしてSNSも活用しながら、当面は今のフォーマットの中で工夫しながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

星川議員。

◎12番(星川薫議員)

商工の部分に関しては、ほとんど更新なくなって、ちょっと何を訴えたいのかなというのが本音でございます。やはりあの物産協会とリンクさせるのもいいんです。あと、銀山温泉組合へのホームページともリンクさせるのもいいんですけれども、もっとやっぱりそのリンクするにしても、見やすいホームページ、訴えたいところと、あと観光だけじゃもちろん、商工観光課である企業もそうですよね。企業の部分も載っけなくちゃいけないということで、その分野分野ごとにやはりアピールしなくちゃいけないところがあると思いますので、その辺も見やすくなるよう検討してもらえかなというふうに思います。

次、移住定住のコンテンツでありますけれども、これは本当に、皆さんも見たことあると思いますけれども、これはすばらしいです。更新なされていない部分、

出産祝い品のところとかありますけれども、見ただけで人を引き寄せる、惹き付ける内容、作りになっていると私は思っております。

それでは最後に、副市長にお伺いいたします。コンテンツによってこんなに差が出るということは、ちょっと私的には考えられません。尾花沢の魅力を日本を初め、世界に発信するホームページであります。今後どうすべきとお考えでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

副市長。

◎副市長(横沢康子君)

では星川議員にお答えいたします。各課のホームページの更新、運用状況は、今各課長が答弁申し上げたとおりでございますけれども、やはり議員ご指摘のとおり、サイトの作成や運営に関しましては、やっぱり担当職員が行っているということもあって、そのノウハウだったりテクニックというのが、必ずしももしかしたら十分でないということも考えられます。単に情報を掲載するにとどまってしまうことや、バリエーションがどうしても偏ってしまうといったところで、インパクトのあるサイト運営になっているかという、やはり課題として、もしかして受け止めざるを得ない状況になっているかなと思います。

また、あと情報がある時だけとか必要が生じた時の発信にとどまっているというようなこと、あとは全庁的に統一的な運営となっていないということも課題となっているかなと思っております。このようなことから、コンテンツに差が生じてしまっているものと思っております。

今後、尾花沢市の魅力を日本、世界に発信するホームページとして、どうしていくべきかということのご質問でございますけれども、議員仰せのとおり、ウェブサイトやSNS上で情報発信するということは、市外の方、移住を考えている方、旅行で訪れる方、外国人の方などをはじめ、さまざまな方々の目に触れる可能性を持っているものであって、本市の魅力をやっぱり十分に伝えることができれば、移住者の機会、企業誘致やインバウンドのお客様の増加など、結果的には多くのメリットを得られる、そういった可能性を持っているものと思っております。やっぱり誰に対して発信するのか。住民に対する広報なのか、対外の地域外の方への発信なのか、そういったところ、目的をやっぱり明確化をした上で、地域の外の方にも本市の魅力を伝えられる、アピールできるような、そういった意識でやっぱり広報をしていく必要があると思っております。

ところでございます。

併せて、先ほど来、総合政策課長からの答弁にも触れられましたけれども、やはり、運営面での現状というものの、さらに改善していくためには、庁内におけるこの情報発信のあり方についても、その仕組みについても、あらためて検討していく必要があるかなと思っております。現在の媒体を有効に活用しながら、サイトの作成運用については、発信力の強化にさらに努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

星川議員。

◎12番(星川薫議員)

そのとおりであると思います。尾花沢市、ふるさと納税関係でも事業者委託しております。デジタル関係のほうですね。そこら辺の方からも話を聞きながら、まだまだ改善できるのかなというふうに思っていますので、今すぐって、なかなか早く手付けないと、また先延ばしになっていくと思うんです。こういうことは、ですので、これも今年度ぐらいでやはり、そういうホームページの件もですね、きちんと会議を開いてですね、いつまでに直すんだというふうに、変えていくんだとしないと、いつまでたっても直っていかないと思うので、そこら辺もきちんとしていただければなというふうに思います。

それでは最後の、ふるさと納税20億円を達成するに当たってでありますけれども、20億円の寄附を達成するプロセスとしては、質問に対してちょっと漠然とした答弁であるなという感じがしたところであります。確かに市長のトップセールス、あと返礼品の数量確保、発送体制の充実強化、山形連携中枢都市圏事業で実施している共通返礼品の有効活用、事業者が持つデジタル技術やネット販売でのノウハウ、有効活用云々は、重要であるとももちろん考えます。ただし現在の担当職員は1名なんですね。そしてまた、現在の10億円の返礼品が20億円になるということは、倍の返礼品が必要になります。抜本的な、私は組織改革が必要だと思っております。達成するまでに、やっぱりふるさと納税課というのをもう新設する手もあるんじゃないかなというふうに思います。その辺はどう思いますか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

まさに仰るとおりで、体制を強化していくことがおそらく、なんて言うんでしょうか、近道というか、実

現可能にさらに近づくということがあるのかもしれませんが、一方で、現在ふるさと納税に関わる手続きとか、事務処理とか、そういうものにつきましては、おおよその部分が部外に委託しているところでもあります。したがって、もちろん体制を強化するという必要性もありつつ、まずは今の体制でも増やせる方法、部外の方々、部外にお願いしている部分をですね、精査しつつ、さらに増やすところがあるのであれば、またそういうところをお願いするというようなことも含めてですね、何とか20億円を目指してまいります。そして併せて地域、これから10月から着任していただく地域創生のアドバイザーですね、の力もお借りしながら、体制強化、その部分でも体制強化になってまいりますので、その方々の力もお借りし、なおかつ民間の方々の力も借りつつ、何とか20億円を目指していきたいというふうに思っているところであります。

◎議長(菅野修一議員)

星川議員。

◎12番(星川薫議員)

私が今つくづく感じているのは、やはり担当職員が1人ということであって、リスク管理と言いますか、もし彼に何かがあった場合、じゃあ誰が請負、その担当になるんだということなんですね。補佐なのか、課長なのかという話になってくると思います。ですから地方創生のアドバイザーが、来年から着任すると、12月か、10月から着任するということでありますけれども、やはりそのきちんとした体制として、今市の職員も、前回も私話しましたが、少なくなっているんですよ、基本的には。去年、今年であれば、本当は7人少なくなっているのに対して4人しか入ってきていない。その中でもやっぱり市の体制として作っていかなくちゃいけないという中で、大変なのは分かるんですけども、やはりその担当職員を1人だけにすることというのは、本当に尾花沢市にとっても危ないことだというふうに私は思っているです。ですから、その辺も含めて、今から採用なるんでしょうけれども、その辺も考えた上で、きちんと採用から、これからの来年度の組織づくりからを考えていただきたいなというふうに思うところであります。市長いかがですか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

まさにご提案いただきましてですね、そういう部分も含めてですね、採用につきましては、鋭意今努力して、なんとか優秀な方々を採用できますようにですね、

今進めているところであります。もちろんその不足している部分については、職員のほうに負担がかかっているわけですので、何とかそこを解消できるようにしていきたい。そして組織体制につきましては、前の議会のほうでも、ちょっと触れさせていただいたと思うんですが、組織全般にですね、今の体制が正しい、これから進めていく事業の中でですね、きちんと時期に合っているんだろうかということも含めてですね、全体の見直しをしていく中で、そのこの辺の、いわゆる移住、定住での担当の部分も含めてですね、見直しをしていきたいというふうに考えておりますので、またその時期になりましたら、皆様方からもまたご意見いただきながら、しっかり体制づくりを進めていきたいというふうに思っております。

◎議長(菅野修一議員)

星川議員。

◎12番(星川薫議員)

市長からは前向きな、そして言葉の強い、中身のあつた答弁をいただきました。本当になんて言うんでしょう、私たちはここを、市民のことももちろん、全般に見なくちゃいけないですし、またやっぱり市の職員のほうも見なくちゃいけないし、やはりこのバランスといますか、その辺も見っていく必要があるんだろうなというふうに思います。市民から言われたらすぐ、はいはいだけじゃなくて、やはり提案をする、私たちから提案をする。あなたのしたいことに対して私たちは協力するというのと、あと市の職員に対してもですね、やはりいろいろ病気で休んでいる方もいるという話を聞きますと、やはり、重荷になっているのかなとかと、そんなことまで考えてしまうと。だから両方見ておかななくちゃいけないのかなというふうに思います。

それで最後にですけども、ふるさと納税、20億円を達成するに当たりですね、職員の役割と市長の役割、それぞれの立場での取り組みがポイントになると思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

まずは私の立場から申し上げれば、やはり私ほとにかく機会を見てですね、今回も、今年もトップセールス、スイカのトップセールスをやらせていただいたというようなことで、私のほうほとにかくこの尾花沢、すばらしいまち、さらにこれからも、もっともっとすばらしいまちを目指してやっているんだということを、しっかり私のほうからはお知らせし、そして可能な限

り、移住、定住にならなくても、関係人口として尾花沢市に何とか交流を持っていただけるような方々を増やしていきたいというふうに考えております。

一方で職員の方々についてはですね、その先ほど申し上げたように、いろんな部署で、必ずしも定住だけがそれに関わっているわけでもなくて、例えば農林課にしても、農業政策、それが返礼品の一部になっているというようなこともありますね、それぞれ部署部署において、この尾花沢市の産業振興、そういうものをしっかり後押しできるように、頑張っていきたいというふうに思っているところであります。

◎議長(菅野修一議員)

星川議員。

◎12番(星川薫議員)

市長から今答弁いただきましたけれども、やはりもちろん市長の役割、市の職員の役割、もちろんあるんですけれども、やはり何といってもですね、今年もやっぱりテレビの出演があると一気に伸びるわけですよ。単純に言うと。ですからもちろん全国版のテレビ、今銀山なんか必ずもう年間に何本か来ています。そういうのを利用したりとか、牛肉に関しては、食べているところがまだまだ全国版には写っていない。スイカは写っていますけれど。その辺をもう少し工夫するということかですね、アピールするというのも重要なのかなというふうに感じています。それだけでも牛肉はですね、9,000頭以上尾花沢市にいるわけですから、今回もチャンピオン牛がある牧場さんでとりまして、今日の新聞にも掲載されていましたけれども、ですから、そういう観点のほうからも幅広くやっていただけたらなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

◎議長(菅野修一議員)

以上で、星川薫議員の質問を打ち切ります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

◎議長(菅野修一議員)

再開いたします。

次に6番 菅藤昌己議員の発言を許します。菅藤議員。

〔6番 菅藤昌己議員 登壇〕

◎6番(菅藤昌己議員)

一般質問を壇上よりさせていただきます。

尾花沢市は産業、観光そして文化面において、日本国内には指折り、また日本一を目指すもの、誇れるものがたくさんあります。素材も多くあります。それをいかにPRし、そして育てていくことが、そして推進していくことが大きな課題となっております。尾花沢市全体が元気になるように、市民にとってモチベーションとなるように努力していくことが大切かと思えます。市長を先頭に、元気に市民を鼓舞することもあるのではないかとこのように思っているところでございます。

まず、尾花沢市にあるブランド化している作物について、どう守り、推進していくか。米、スイカ、牛、そば、大根、アスパラ等々、ブランド化になっているもの、これから大きく伸ばす作物がたくさんございます。まず、尾花沢すいかですが、今年は質、価格とも順調で、さすが夏スイカ生産量日本一の尾花沢すいかとの評判をいただいているところです。しかし、病害虫対策を農家が一生懸命行っておりますが、やはり、イタチごっこのようであります。農家の話を聞いてみますと、今、口々に言われているのが、センチウです。特に、ネコブセンチウについて苦慮しているようであります。ご存知のようにネコブセンチウは、スイカなどに、根にコブを作り、果実、生育に大きな影響を及ぼします。お聞きしたいのは、被害状況をどの程度把握しているか。対策はどのようなものであるか。畑で特に、ネコブセンチウの検査をどうすればいいのかをお聞きいたします。

また、多くの消費者の声として、ごみの少ないスイカできないのか。果肉から緑色の部分まで、おいしく食べられるスイカはないのかとのことです。一行政がやることではないかと思えますが、機会を捉えて、種苗会社、大学、研究機関を通じて取り組みをお願いしたい。

また、スイカに関するいろんな病気等、いろんな作物の実証試験圃場を作れないかと思っております。尾花沢すいかの今後を生きる方策として、いろんなことにチャレンジが必要かと思えます。

次に、尾花沢牛、雪降り和牛についてですが、ブランド化され、評判も良いと伺っております。繁殖牛が増えており、子牛から一貫生産し、子牛の高騰などのリスク対策、平準化にメリットは大きいと思われま。そして、本市は宝栄牧場という、明治時代から放牧されている牧場がございます。土を積んだ土塁が何十キロと続いており、文化面でも貴重だという方がございます。これについては、和牛生産の核として、充実す

る必要があると考えますが、市長はどのようにお考えですか。

また、特に雌の肥育技術は日本一であると思われま  
す。ほかの追従を許さない、すばらしい技術がござい  
ます。尾花沢牛を食するところが減りまして、いろん  
な機会を捉えて、尾花沢牛を販売、食するところを増  
やせないかと考えております。特に冬の機会を捉えて、  
小規模でもすき焼きを食わせる場を設けることはでき  
ないかと考えているところでございます。

次に、芭蕉十泊のまちです。先の市町村合併前です  
と、尾花沢市が十泊で日本一でありましたが、今は大  
田原市が13泊で一番のようです。しかし、当流のおも  
てなしは日本一ではなかったかと推測しております。  
来年、芭蕉来訪335年です。そこで、その芭蕉来訪335  
年に際し、何か企画があれば教えていただきたいと思  
います。芭蕉、清風歴史資料館において特別展を実施  
する予定はあるのか。当時のおもてなしの食事内容、  
接待風景、旅姿など、分かる物を展示してはいかかか  
と思います。

また、芭蕉が食べたとされる食事を食する機会があ  
れば、なおさら良いのではないかと考えているところ  
でございます。

そのほか、市長自ら尾花沢市を元気にするために、  
日本一と考える部門や、日本一にしたいことなどをお  
聞かせ願いたいと思います。

次に少子化対策です。昨年4月より、不育症検査、  
不妊症などの治療が健康保険の対象になったことは大  
変喜ばしいことであります。身近な人も、子どもがで  
きたと大変に喜んでおりました。高額医療も該当し、  
負担軽減になっております。不育症の検査がほぼ保険  
適用になったようですが、保険適用外の検査があるの  
か。また、不妊治療として先進医療で、まだまだ保険  
適用になっていないものがあるようでございます。ど  
うしても治療が必要な方については、ぜひ一部助成を  
考えてほしいと考えております。保険適用がならず、  
高額医療にもならない場合、非常に自己負担が大きい  
ようでございます。また、保険適用の月齢、年齢や回  
数制限もございます。その該当しない方へ拡大し、  
一部助成をお願いしたいと思っております。1人でも、  
これを契機に、不妊治療や不育検査に取り組む方が増  
えることを望むものでございます。

次に、尾花沢市において農業に関わる雇用の状況をお  
聞きいたします。

社員としての雇用、またシルバー人材、パートや、  
季節の忙しい時のみの雇用等々、いろいろなパターン

がございます。その現状をお聞かせ願いたいと思いま  
す。

また、人材の確保や年間を通じての雇用が周年農業  
を守る、大切な大切なキーポイントだと考えてござい  
ます。今の冬の農業の実態をお聞かせ願いたいと思  
います。

また、周年農業をする場合、加温の農業の実態は、  
ますます周年農業を難しくしているところでございま  
す。思い切った施策が必要でございまして。ハウス周辺  
の除雪費、燃料代も嵩みます。ぜひ対策を講じてほし  
いと思います。

冬に強い野菜菜類、そして安定的に作れる作物を、  
県、またあの新庄に開校する東北農林専門職大学等々、  
協力して進めてほしいと思っているところでございま  
す。

以上が壇上よりの質問となりますが、再質問は自席  
より行わせていただきたいと思っております。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

菅藤議員からは大きく3つのご質問をいただきました。  
順次お答え申し上げます。

初めに、日本一の尾花沢を目指した取り組みについ  
てのご質問であります。市民が俳句に親しむ取り組  
みにつきましては、教育委員会より答弁いただきます。

本市特産の尾花沢すいかについては、皆さんご承知  
のとおり、夏スイカ生産量日本一を誇り、関東や関西  
の主要市場でも人気のブランドとなっております。昼  
夜の寒暖差と農業者の皆さんがこれまで培った栽培技  
術によって生み出される、甘味とシャリ感が最大の特  
長であります。議員ご提案の緑色の部分までおいしく  
食べられるスイカは、話題性は確かにあると思われま  
すが、現在の尾花沢すいかに求められているブラン  
ドとしての価値は、果肉の鮮やかさとシャリ感、そし  
て高糖度といった、本物のおいしさにあると思ってお  
ります。そのため、先人たちが長い年月をかけ培っ  
てきた賜物を、次世代につなげていくためにも、日本一  
の品質を誇りとし、今以上に食味と生産量にこだわ  
った高品質なスイカの生産を目指していくことが、さら  
なるブランド力につながると考えております。

なお、野菜や果物の色は、ピーマンのように成熟す  
ると赤や黄色に変わるものが多くあるようでありま  
す。少し難しい言葉になりますが、クロロフィルという緑  
色の色素が、熟すことによりアントシアニンに変化し、

甘くておいしい赤い実になるようで、これが自然の摂理だと聞いております。

実証試験圃の設置につきましては、他産地のお話を聞きいたしますと、高齢化や後継者不足を理由に、出荷量の減少などの要因で、産地を維持することが難しくなっている状況のようであります。本市においては、チャレンジする若者への施策が後押しとなり、新規就農者や親元就農による担い手が増加傾向にあり、栽培面積を維持しておりますが、これからの経営で産地を維持するためにも、スイカの団地化を推進していくことが必要であると捉えております。団地化を進める中、これから進められる地域計画の話し合いで、どの地域に団地化を進めるか話し合いを行った上で、移住就農者や新規就農者が研修を受けることのできる実習圃や、病害虫対策やスマート農業等の実証圃を設置したりと、スイカの産地として基盤強化が図れるよう総合的な取り組みを目指してまいります。その際は、県農業技術普及課や園芸試験場などの関係機関のほか、必要に応じ種苗会社や大学との連携も図り、協力を得ながら課題解決に取り組んでいく考えであります。

次に、尾花沢牛についてであります。本市は東北でも有数の肉牛産地となっており、肉質も高い評価を受けております。その中でも、未経産雌牛で月齢32ヶ月以上の肉牛を雪降りや牛尾花沢と定義しております。

宝栄牧場のさらなる活用についてであります。現在、畜産農家の方は飼料価格の高騰など、厳しい経営環境に直面しており、繁殖から肥育までの一貫経営の拡大が進んでいる中、経費削減のためにも宝栄牧場の活用は重要であると認識しております。そのため対象となる畜産農家から、現状におけるニーズを聞き取るなどし、今後の牧場の運営に活かしていきたいと考えております。

また、尾花沢牛、雪降りや牛尾花沢のブランド強化に向けた消費拡大の取り組みについてであります。今年度は8月15日に尾花沢牛肉まつりを4年ぶりに通常開催いたしました。コロナ禍以前とは異なり、チケットの売れ方は緩やかであったことと、当日も持ち帰りが約4割という状況でありましたが、会場に足を運んでいただいた参加者の方々には、大変おいしいとの声をいただき、楽しんでいただきました。

コロナ禍を境に消費者の意識も変化しており、雪降りや牛尾花沢の消費拡大につなげるには、会場での飲食を伴うイベントのほか、焼き肉セットやすき焼きセットといった、自宅で楽しめる新しい生活様式に対応した企画も重要だと捉えております。議員ご提案の、

すき焼きまつりにつきましては、冬の開催ということもあり、屋外での会場の確保や天候による影響など難しさもありますので、すき焼き用のお肉をお取り寄せするサービスを中心に、消費の拡大につなげられないかを検討してまいります。

今後、尾花沢牛や雪降りと牛尾花沢の消費の拡大につきましては、新しい生活様式を捉え、消費者ニーズに合わせた取り組みをさらに進めてまいります。

次に、不育症検査、不妊治療等の助成についてお答えを申し上げます。

国におきましては、令和2年5月29日閣議決定された少子化社会対策大綱におきまして、不妊治療等への支援として、不妊治療に係る経済的負担の軽減等に関する方針が示され、これを受け、令和4年4月から不妊治療が公的医療保険の適用となったところであります。保険適用となったことで窓口負担は治療費の3割となり、さらに、高額療養費制度も併せて利用できることから、不妊症等に悩む方々の経済的負担が軽減されております。不妊治療等に医療保険が適用される以前は、各自治体が独自に特定不妊治療費助成事業を実施しており、本市におきましても山形県の助成事業と併せ支援を行ってまいりましたが、公的医療保険適用に伴いこれを廃止したところであります。一方で、保険適用前は、これらの助成制度を利用することで、実質的に本人の費用負担なしで治療できたものが、保険適用になったことにより、所得が高い方については高額療養費制度の限度額区分が上位になるため、逆に自己負担が増えた方もいらっしゃるようであります。

また、以前は助成対象となっていた先進医療部分が保険適用とならないため、保険適用後は自己負担が増えた方もいらっしゃいます。そのため、山形県では、高額療養費制度利用後の自己負担分への助成として、1回あたり最大9万円の助成を行っております。さらに、県内の市町村においても、独自に不妊治療費助成を実施する自治体が増えてきており、村山地域では14自治体中、約半数の8自治体で実施している状況であります。

ただし、具体的な支援内容は市町村によって異なり、保険適用分の窓口負担の一部を助成するもの、先進医療分のみを助成するもの、またはそれら両方を支援対象とするものなど、支援の上限額も含め一律ではないのが実状であります。不育症についても、令和4年4月から保険適用の検査、治療の範囲が広がっております。山形県におきましては、保険適用とならない先進医療による不育症検査に係る費用の一部を助成してお

り、また、不育症の検査、治療について、独自に助成している市町村もあります。近隣では、村山市が保険適用外の検査と治療の自己負担分に助成を行っているようでもあります。

本市におきましても、不妊治療を行っていらっしゃる方はおられ、今後も不妊症等治療に関する支援のニーズはあると思われまます。不妊治療が公的医療保険の適用となっても、経済的負担を理由に治療を断念せざるを得ない状況があれば、少子化対策が喫緊の最重要課題である本市といたしましても、何らかの支援を考える必要があるものと捉えております。本市は基礎自治体として子どもを望む方々の身近な相談窓口としての役割を担っており、今後も安心して不妊治療を受けられるよう相談支援に努めると共に、不妊治療を受ける方の経済的負担をさらに軽減できる取り組みについて、既に支援を行っている自治体の制度内容を参考にしながら今後検討してまいります。

次に、周年農業の状況についてお答えを申し上げます。

本市では、近年畜産農家以外の耕種農家におきまして、経営の安定を図るため、法人化する経営体が増えてきており、安定した通年雇用の体制整備として、周年農業の実践が必要であると捉えております。本市の農業に携わる雇用者等の統計はございませんが、令和5年度農地所有適格法人台帳により集計いたしますと、通年雇用が約110名、期間雇用が約60名となっております。

本市の周年農業の実態であります。夏場に水稻やスイカ栽培、冬場に山菜の促成栽培により周年農業を実践している経営体がございます。近年尾花沢産のたらの芽の評価が高く、高値で取り引きされていることもあり、産地ブランドを確立するためにも栽培面積の拡大による安定出荷が求められております。雪が多い本市で周年農業を行う場合は、耐雪型ハウスや加温設備が不可欠であり、国や県の補助制度を活用した設備の整備も進んでおります。また、国では燃料価格が一定基準を上回った場合に補填金を交付する、施設園芸燃料価格高騰対策を打ち出し、施設園芸を支援しております。しかし、ハウスの維持管理のためには除雪作業が必要となり、夏場にはない降雪地特有の負担が生じるなど、決して有利な条件下にあるとはいえません。今後、真冬の尾花沢から春の味を全国に届けられるよう、市では耐雪型ハウスや加温用設備などの導入に対し、さらに支援を検討するとともに、冬に適した作物の栽培技術の研鑽など関係機関とともに実施し、本市

に適した周年農業のあり方を検討してまいります。

以上、私からの回答と答弁とさせていただきます。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

菅藤議員にお答えいたします。市民が俳句に親しむ取り組みについてであります。本市が主催する山形県少年少女俳句大会を毎年開催しております。この事業は俳句を通して少年少女の豊かな感性と心を育むことを目的としており、今年度で第34回を迎えます。この俳句大会は、平成元年、芭蕉来訪300年の記念事業として始まったものであり、市内すべての小中学校の児童生徒から応募をはじめ、そして市外も含め県内約4,000句の子どもたちからの応募をいただいております。俳句に親しむ良い機会となっているようです。

菅藤議員からは、市民みんなが気軽に俳句づくりができる大会等のご提案であります。市民の皆さんが俳句により興味を持っていただくために、新たに俳句大会を開催することも一案ではあります。現在の少年少女俳句大会を継続していくこと、これは市内の小中学校、6年、3年、9年間俳句に関わる部分もあります。また、市内の各種イベント等における俳句を詠む企画を行うなど、俳句に親しむ機会を提供し、俳句を身近に感じてもらえる機運の醸成を図る必要もあると考えております。

具体的には、単体の事業だけでなく、学校や公民館、定期的に俳句教室を開催するなど、実際学校などでは教室も行っております。今後、大人の公民館での俳句教室などが課題であるかと思っております。継続的な取り組みが必要であると捉えております。

また、芭蕉の食した料理、奈良茶飯であります。平成17年度に本市で開催されましたおくのほそ道尾花沢サミットで企画した実績があります。サミットに参加されました市町村の関係者への昼食として提供されたようでもあります。特別な企画の短発的なものではなく、ニーズを捉えた持続可能な取り組みを検討してまいります。

なお、335年を節目と捉えた企画の提案だと思われまますが、5年を区切りにした場合、周年記念事業の意図が伝わりにくく、300年という歴史の経過も考慮すれば、もう少し大きな区切りの企画が望ましいのかと思っております。

なお、先ほど特別展、来年度の企画についてのご質問もありますが、こちらのほうは現在事務局のほうで検討しながら、芭蕉、清風歴史資料館の運営審議会と

さまざまなご意見をいただき、来年度に向けて企画していく準備となっております。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

それでは自席より再質問をさせていただきたいと思っております。質問の中に市長から、さまざまな日本一の挑戦とか、日本一にしたい部門とか、意気込みをお聞かせ願うということで書いたんですけども、ちょっとなかった、少し足りなかったのかなと感じるんですけども、その点、何かあれば、まず、お聞かせ願いたいと思うんですけど、ないですか、ありますか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

日本一を目指す内容として、ちょっと不足ということでしたが、部分的にどういうことを念頭に置かれているのかちょっと分かりませんが、さまざまな分野ですね、先ほどは農業を中心としたものとしてお話を申し上げましたが、例えば観光事業につきましても、銀山温泉、これはもう、唯一無二の場所ということでもありますし、ここをしっかりと現時点でもPR、観光PRとして実施しておりますし、さらにもっともっと広めていけるようにですねしてまいりたい。併せて銀山温泉のみならず、徳良湖、花笠踊りの発祥の地ということで、100数年前に灌漑用の溜め池として造った地が花笠音頭、そして踊りになってきた。これもまさに日本一、唯一無二ということでもありますし、こういうものもしっかり合わせてPRしていきたい。そのほか、さまざま農業を中心として先ほどお話申し上げました松尾芭蕉十泊のまち、そういうこともありますし、さらに申し上げれば、雪も豪雪地、これもまた、私のほうとしては今、先ほど答弁申し上げたような、克雪、利雪、親雪、雪を使った楽しみ方、これもなかなか、日本においても、豪雪地帯のこの場所をしっかりとアピールしていく1つとして、お話できるものではないかというふうに思っております。さらにさらに、いろいろあるんでしょうけれども、こんなところでございます。以上であります。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

ぜひ市長としてリーダーシップをとって、市民にそのモチベーションを上げながら、ぜひ元気に引っ張っていただけたらなというふうに思っているところ

です。

それではまずスイカについてご質問をしたいと思っております。やはりあのすばらしいスイカ、今年も出たわけですけども、スイカのさまざまなシンボルマーク、キャッチフレーズ等があるのかどうか。やはり夏スイカ生産量日本一ということが非常に言われているわけなんです。ただ、尾花沢のスイカについてこれこれなんだよというところの説明、またはお客様にお知らせする時のキャッチフレーズ等あれば、農林課長、ぜひ何かあればお知らせ願いたいんですけど、ありますでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

お答えいたします。スイカのキャッチフレーズということでもありますけれども、キャッチフレーズということで、特に決められた言葉ではございませんけれども、議員仰せのとおり、尾花沢すいかは、まさに夏スイカ生産量日本一の尾花沢という言葉がキャッチフレーズに当たるのかなと。あと特徴としては、甘味、シャリ感はまず日本一ではないかということに捉えているところです。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

夏スイカ生産量日本一ということでもありますけれども、そのほかにはキャッチフレーズ的なものはないのかなというふうに思っておりますけれども、やはり、尾花沢のすばらしいスイカを一言で、シャリ感とか甘さとか、その色とか、さまざまなものを見えるようなキャッチフレーズを作るかどうかは別にして、欲しいなと思っております。あとシンボルマークとかなんですけれども、それは農協さんについては、東部スイカについては花笠マークがあるように思っております。ただそのほかの農協以外については、各自がいろんなことを、箱を作りながら、自分で工夫しながらやっているわけですけども、そのGI的なもの、これまでも議会でも、いろんなGI制度について議論なされたようなんですけれども、第7次の振興計画にも、GIをきちんと取るというところを載っておりますけれども、その今後の計画等あれば、お教え願いたいなと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

スイカのG I制度の取得についてでございます。かつてからの課題ではないかなというふうに思っているところでございます。G Iの取得を目指すためには、尾花沢すいかについては、J Aみちのく村山農協、そして農協以外の生産者約5割ずつというふうに認識しておりますけれども、まず、G Iを取得するためには、組織を確立しなければ取得に結び付いていかないのかなと思っているところです。まずは、スイカの尾花沢市の協議会を設立するのが第一歩でないかなと。まずはJ Aの組合員の皆さん、そして系統外のスイカ生産者の皆さんを紹介する協議会を設立いたしまして、スイカの出荷体制、そして検査体制、さらにはブランド力のさらなる向上を目指すといったような、尾花沢市全体で目指すべき方向を示す必要があるのかなというふうに思っております。なんとか尾花沢市全体で、農協、系統外、一緒になった、まずは協議会を設立して、G Iの取得に向けてですね、なんとか進めていきたいなというふうに考えておりますので、いろいろな有識者の皆さんからアドバイスをいただきながら、今後検討させていただきますというふうに考えております。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

ぜひG Iについては、いろいろな形で市全体としてまとまって、作っていただければなと思っているところです。ブランド化の推進として、この商標登録を取ったものがあるというふうにお聞きしているんですけども、それについてご説明願ってよろしいですか。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

商標登録につきましては、尾花沢産米雪きらりの商標登録を取らせていただきました。名称の募集を全国から募集を募りまして、審査会の中で雪きらりという命名を付けさせていただきました。発明協会のほうに申請をいたしまして、商標登録を取らせていただきました。また、雪きらりにつきましては、ロゴマークを製作いたしまして、ロゴマークについても商標登録を取らせていただいたという経過がございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

はい、了解しました。続きまして和牛についてご質問をしたいと思っております。和牛生産においては繁殖牛が

かなり増えてございます。前ですと繁殖牛については、放牧しながら、いろいろな種付受胎率を上げながら、繁殖の子牛を生産するというサイクルがなっていたように記憶してございます。今現在の宝栄牧場の放牧頭数、並びに戸数を教えていただきたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

お答えいたします。今年度、宝栄牧場の放牧の状況でございますけれども、5月の26日から放牧が始まりまして、農家数3戸、頭数といたしましては44頭、黒毛和種が38頭、ホルスタインが6頭、放牧されている状況でございます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

宝栄牧場の実態として戸数が3戸、あと頭数が44頭ということ、非常にその一部に偏ったところでの放牧ということだと思います。あの頭数的にどういう牛が上がっているのか、黒毛和種であれば妊娠牛がほとんどなのか、それとも宝栄牧場での受精関係も行っているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

宝栄牧場に上がってる牛については、先ほど申し上げたとおり、黒毛和種が38頭、あとホルスタインが6頭となっておりますけれども、全て黒毛和種については妊娠している牛を放牧させている状況でございます。牧場での種付けは今行っていないのが状況でございます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

農家の意向等を聞きながら、あの面積だと若干頭数的には少ないのかなというふうなことも感じられますので、ぜひ農家の意向調査なんかをしながら、それに合った宝栄牧場を目指していただけたらなと思っております。

あと尾花沢牛のキャッチフレーズですけれども、同じように聞いて恐縮なんですけれども、あればちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

雪降り和牛のキャッチフレーズということでございますけれども、これも決められたキャッチフレーズというものもございますが、雪国の芸術品ということで、いろんなポスターやチラシを作成する際に、雪国の芸術品、雪降り和牛ということで、名前を使わせていただいているところでございます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

分かりました。続きまして、芭蕉来訪335年についてご質問させていただきたいと思っております。ご答弁によりますと、やはりいろんな面で事業等が多い、また335年ということで、5年刻みではいかがかということでのご返答なんですけれども、これはやっぱり5年刻みでも、それなりの企画は必要ではないかというふうに考えたところなんです。それで先ほど、奈良茶漬けのお話あったんですけれども、やはりできれば芭蕉、清風資料館あたりに、芭蕉が食べたんだというところでの、食品サンプルですね、食品サンプルというか、それをぜひ置いていただけたらなというふうに思ったところなんですけれども、その点いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

菅藤議員にお答えします。やはり先ほど説明いたしましたけれども、芭蕉サミットの時は、もうさまざまな実行委員会、当時の委員会で、奈良茶飯を復活しながら、そして市内の商店街、商工会婦人部の皆様、そして商店街の食堂の店の方たちと一緒にあって、食事を万全に作って、そして許可を取ってしたということがあります。今仰りましたサンプルであります、ちょっと今後の検討課題としたいと思っております。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

昔、芭蕉時代から、江戸時代から、よく尾花沢においては、前句付をやってらっしゃる方が多かったふうに記憶してございます。前ですと前句付大会を行いながら、特に常盤方面ですけれども、やっていらっしゃる方が多かったふうに思っております。その前句付について今どうなっているかちょっとお伺いしたいですけれども。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

前句付関係にお答えします。聞き慣れない方も多くいらっしゃると思いますけれども、前句付関係であります、五、七、五、七、七の七、七が宿題となっていて、それに向けて、前句五、七、五を考えるような事業であります。当時やはり昭和時代でありましたけれども、盛りの時は、農民文芸と言われて盛んになったとお聞きしております。ちょうど農家の作業の途中、休憩している時に、後ろの七、七を思いながら五、七、五を考えながらメモを取って、最終的にはそのイベントである巻開きの時に、みんなが投句しながら競ったと言われております。当時と比べますと、今現在、社会構造また生活様式も大きく変わってきて、そのイベントに、事業に向けて考える農民の、農民文芸の関わった人たちがだんだん少なくなり、そして途中、やはりこの伝統文化を絶やさないように社会教育でも考えた部分があったそうでもあります。前句付教室などしましたけれども、なかなか集まる機会がなく、今現在自然消滅のような状態であります。なお文化祭では、平成25年の10年前ほどまでは前句付大会がありましたけれども、その後はない状態であります。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

ないということは、やっている方が一切いらっしゃらないということで理解してよろしいですか。その前句付の会がなくなったということでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

お答えします。まず前句付をしていた連盟の皆様が、会としてなくなったということで、1人、2人という把握も全然しておりませんけれども、今後さまざまな資料も昔の部分もありますが、興味を持っている方の発掘をしながら、また復活できる日があったらなと思っております。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

了解しました。続きまして、不妊治療の件について移りたいと思っております。やはり不妊治療につきましては、私の知り合いもおりまして、いろいろお聞きしますと、通院が非常に多いというふうに聞いているんです。ですから、仕事との両立が大変だというふうに聞いてございます。多い時ですと、週4日通わなくちゃいけないということでお聞きしているところでございます。

ですから、仕事との両立の中で、仕事をしながら辞める方が女性の場合ですと23%、辞める方がいるというふうに聞いてございます。やはり治療が精神面、あと体への負担等が非常に大きいんだというふうに私は理解したところでございます。ですから、国では今、くるみん、くるみというのは妊婦の方ですよね、不妊治療のされている方については、くるみんについてプラスという形で、くるみんプラス、プラスくるみん、プラチナくるみんプラス、トライくるみんプラスというふうに、その企業でもそういうふうに応援する方、企業については、国もいろいろ助成もしているという形になっているようです。やはり不妊治療の方々への理解が非常に大切だなというように、企業でも含めて、大切だなと思っているところです。ちなみにくるみんそのものを登録しているところが、市内どれくらいあるか調べてみたら、1社ございました。1社ございましたということで、それをぜひ増やしていただくとともに、企業ぐるみで妊婦さん及び不妊治療の方々を、いろんな形で応援、支援していただければというふうに思っているところでございます。その点、福祉課長どうでしょうか。健康増進課長でしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(小埜和広君)

お答えいたします。議員仰せのとおり、不妊治療につきましては、1回行けばいいものではなく、生殖補助医療で言えば、卵子、精子の採卵から胚移植まで、何階層ものプロセスを経て行われるものでありますので、お勤めの方については、仕事を休み休み治療することは大変困難ということで、私が伺っている方でも正職員を辞めて、休みやすい職種に転職をして治療を始めたというような方もいらっしゃるようでございます。仰せのとおり、企業側の理解も必要なのだろうと思っているところでございます。尾花沢市役所におきましても、出産に当たっての環境整備がなされているものと思っておりますけれども、民間企業においても、そういったことが展開されますように、事例紹介、また制度紹介のほうを行っていきたくと思います。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

ぜひ不妊治療、妊婦さんも含めて、いろんな面でご支援をお願いしたいなと思っているところでございます。

続きまして通年農業、周年農業についてお伺いします。先ほど、たらの芽については回答ございましたけれども、周年農業のほかの作物等々、戸数なんかあれば、教えていただきたいなと思っております。たらの芽については、結構な方が作っていらっしゃるというのは私も理解しているところなんですけれども、そのほかあれば、教えていただきたいんですけれども。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

お答えいたします。なかなか実態を把握することが難しいんですけれども、尾花沢営農センター、農協さの資料に基づきますと、先ほど申し上げたとおり、たらの芽については、農家戸数24戸とございます。またウルイ、もう1つの周年農業の山菜を周年農業として取り組んでいる農家数については7戸ということで、みちのく村山農協の尾花沢営農センターで把握している戸数ということになりますが、その他の周年農業の品目、そして戸数については、把握できていない状況でございます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

小松菜とか、あとアスパラとか、そのほかあるかと思えます。ぜひ周年農業についてはしっかりと把握していただいて、いろんな形でこのバックアップ的なのが必要なかなと思っているところでございます。加温する際の燃料費、生半可ではないというふうに聞いてございます。あと市全体でこの周年農業を応援したいと、応援すべきだというふうに私も思っているところなんです。やはり夏分の雇用でなくて、冬分の、冬もこの雇えるような体制を作って、より良い人材を、周年を通じて雇用する体制がぜひ必要なかなと思っているところでございます。ぜひ新たな作物等を研究していただいて、そして周年農業をしていただくような尾花沢市の体制を、ぜひ作っていただきたいなと思っているんですけれども、市長いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

先ほど答弁でも申し上げましたが、やはり周年農業に対しましてですね、市のほうできちんとしたバックアップ体制ができるようにですね、現時点でやらせていただいているもの以外にもですね、耐雪型ハウス等への補助も含めてですね、そしてまた今、議員からご

提案のありましたように、ほかの品目なんかの研究もですね、しっかりバックアップできるようなものを構築していければ、ぜひ進めていきたいというふうに思います。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

農家に勤めている方で、シルバー人材のほうから、シルバー人材を通じて勤めた場合に、市から補助と何かありますか。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

シルバー人材を活用する補助制度でございますけれども、スイカに特化した作業をシルバー人材にお願いいたしまして、市のほうから、シルバー人材の給与に上乘せする形で取り組んでいる補助制度がございます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

冬の雇用についても、ぜひいろんな面で、援助なりそれが必要なのかなと想着ているところです。冬の農業について相当儲かればいいんでしょうけれども、大変な中、雇用されている方がいっぱいいらっしゃるかと思います。その面もぜひ、どういう面で援助できるかあれなんですけれども、シルバー人材でやっているような形での援助があればなと想着ているところでございます。

最後にやはり耐雪型ハウスの加温施設などに対して、さらにその支援を検討するということを書いてございますけれども、ぜひ実現することをお願い申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

以上で、菅藤昌己議員の質問を打ち切ります。

次に5番 鈴木清議員の発言を許します。鈴木清議員。

[5番 鈴木清議員 登壇]

◎5番(鈴木清議員)

先の通告にしたがい、9月定例会で一般質問をさせていただきます。私の質問は大きく3つであります。

1つ目はマイナンバーカード問題です。マイナンバーカードを巡るトラブルが後を絶たず、混乱と不安が深まるばかりです。トラブル事案の主なもの以下の7つが明らかになっています。1つ目、コンビニサービスにおける誤交付。住民票、戸籍の写し、印鑑登録

など。2つ目、マイナ保険証に別人情報の紐付け。3番、公金受取口座の誤登録。4、マイナポータルで別人の年金記録閲覧。5、マイナンバーカードと障害者手帳情報との紐付けミス。6、マイナポイント別人付与。7、マイナンバーカードを別人に交付。同姓同名の時。以下質問いたします。

①本市にマイナンバーカードのトラブルは出ていませんか。中央診療所において、子どもの医療費が無料でなくなる事例や、後期高齢者の負担割合の誤表示事例はありませんか。

②県発表、7月20日で19市町村、合計59枚のマイナンバーカードの自主返納があると報告されていますが、本市での自主返納はありますか。あれば理由は何でしょうか。

③個人情報の漏洩がマイナンバーカード使用で心配されておりますが、今現在、市民の個人情報はどうに守られているかご説明ください。

④健康保険証がマイナンバーカードに一体化し、来年秋には紙の健康保険証が廃止される予定が伝えられています。無保険者が出る心配はないか。特に短期証、資格証明書の方、正しい医療費をチェックするためにも、紙の健康保険証は必要なのではないかと考えますが、保険者である市長の考えをお聞かせください。

大きい2つ目です。学校給食の食物アレルギー対応。昨年の全国の公立小中高、児童生徒への食物アレルギー調査によりますと、アレルギーがある児童生徒は9年前より12万人増の52万7,000人。アナフィラキシー症状になった方は、5万1,881人だったことが分かりました。本市の学校で、どのような食物アレルギー対応をとっているか、以下質問いたします。

①食物アレルギーの児童生徒は何人でしょうか。

②教職員向けの食物アレルギー対応の研修やエビペン訓練をしていますか。

③小中学校で除去食、代替食を行っていますか。

大きい3点目です。インクルーシブ教育について。本市の統合小学校で目指す、これからの学校像の中に、インクルーシブ教育システムの構築が謳われているため、以下お尋ねいたします。

①特別支援教育とインクルーシブ教育は同じ考えでしょうか。違いがあればお教えてください。

②インクルーシブ教育推進に至っている背景をお教えてください。

③目指す学校像のインクルーシブ教育システムの構築に向け、どのように取り組んでいく考えですか。

以上で壇上での質問を終わりますが、答弁によりま

して、自席にて再質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

[市長 結城 裕 君 登壇]

◎市長(結城 裕 君)

ただ今、鈴木清議員からは、大きく3点のご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。なお、2点目の学校給食及び3点目のインクルーシブ教育に関するご質問につきましては、教育委員会より答弁をいただきます。

初めに、マイナンバーカードに関する質問であります。マイナンバーカードは誰もがさまざまなデジタルサービスを容易に享受できる社会を実現する基盤として位置付けられており、デジタル社会の発展に併せ速やかな普及が求められているものであります。本市におけるマイナンバーカードの交付状況ですが、令和5年8月末日現在で12,162枚が交付されており、交付率は84.3%となり、全国平均の75.9%及び山形県平均の78.9%を大きく上回っております。一方、昨今の報道では、本人と情報の結び付けに関連するトラブルが相次いで確認されるなど、国においてもトラブルの早期解消に努めるとともに、国民の十分な理解を得ながら進めていく方針が示されております。

マイナンバーカードを保険証と紐付けることは、医療機関での受付の自動化や、就職、転職、引っ越し時の手続きが不要になったり、確定申告の医療費控除が自動で入力できたりするほか、医療情報と特定健診情報が連携することで、より質の高い医療が受けられるようになるなど、多くの利点があると捉えておりますので、その点では移行することに異論はございませんが、国における議論等を踏まえて、移行に伴う弊害が発生しないよう、状況に応じ適切に対処していく所存であります。

なお、マイナンバーカードに関するトラブルの有無については中央診療所事務長より、カードの自主返納の状況や個人情報の保護につきましては市民税務課長より、紙の保険証の廃止に関連する諸般につきましては健康増進課長より答弁をいたさせます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長(菅野修一議員)

中央診療所事務長。

◎中央診療所事務長(小埜和広君)

中央診療所からは、診療所関係の診療受付に際しての関係について答弁いたします。中央診療所における

マイナンバーカードでの診療受付につきましては、令和4年4月から実施しております。受付を開始した令和4年4月から令和5年5月までの期間でありますけれども、外来延べ件数1万6,555件のうち、マイナンバーカードによる受付は181件となっております。これまで、マイナンバーカード受付におきまして、子育て支援医療費助成事業が該当しなくなるという事例は発生してございません。医療費助成の対象世帯に対しましては、紙の子育て支援医療証を交付していただき、医療機関で保険診療を受けた際には、窓口へ医療証を提示いただくことで、医療費の自己負担が無料となる取り扱いとなっております。

また、後期高齢者の負担割合の誤表示事例はございませんでした。ただし、カードリーダー側の問題で、本来の負担割合が正しく取り込まれないという事案が1件ございました。これは、カードリーダー機器の仕様、操作方法によるものでありまして、現在は、機器の操作等についての確認を納入事業者と行ったところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(永沢八重子君)

私のほうからは、マイナンバーカードの自主返納の状況や、個人情報の保護についてお答えさせていただきます。マイナンバーカードの自主返納については、6月に2件の返納があり、理由としては、1件がカードを使用、紛失した場合における個人情報流出への不安から、もう1件はマイナンバー制度への不信感からの返納とのことであります。

次に、個人情報がどのように守られているかについてであります。カード自体に記録されている情報は、住所、氏名、生年月日、性別の基本4情報、及び個人番号と顔写真のカード券面に記載されている情報と、さまざまな行政手続等をオンラインで行う際に、他人によるなりすましやデータの改ざんを防ぐための本人確認の手段となる電子証明や、市町村が条例で定めた事項等に限定されており、税情報や診療情報など、プライバシー性の高い個人情報は記録されておられません。

今回、全国的に個人情報の漏洩につながる事案が発生した主な要因は、各制度が持つ個人情報を誤って他人のマイナンバーに紐付けしてしまった人為的ミスによって発生しております。本市が管理している情報で住基システムとの自動連携によりマイナンバーを紐付けしているものについては、紐付け誤りは発生しませんが、一部住民登録外者など自動連携していないもの

もでございますので、その際は必ず基本4情報によりまして、マイナンバーを確認して紐付けするなど、適正な事務処理に努めているところです。

◎議長(菅野修一議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(小埜和広君)

私のほうからは、マイナンバーカードに一体化し無保険者が出る心配はないかとのご質問に対し、お答えさせていただきます。

マイナンバー法並びに医療保険各法等の改正により、令和6年秋に紙の健康保険証は廃止され、マイナンバーカードに一体化されることとなります。なお、一体化実施時点で発行済みの健康保険証は、改正法施行後1年間有効とみなす経過措置が設けられてございます。マイナンバーカードは国民の申請に基づき交付されるものでありますので、マイナンバーカードを持たない方、またはマイナンバーカードは持っているが保険証利用の申し込みを行っていない方につきましては、保険診療等を受けられるよう、各医療保険者は、医療機関等を受診する際に、資格確認のための資格確認書というものを交付することとされております。この資格確認書についてでございますが、当初は申請による交付を基本とするとされておったところでございますが、先週首相の記者会見におきまして、マイナ保険証を持たない全ての方へ、職権で交付する方針が示されたところでございます。

また国内では、マイナ保険証による医療機関窓口における資格情報の確認が困難となる事例が報告されているところでございます。保険者によるデータ登録の遅れや医療機関等の機器不良等により、マイナンバーカードで資格確認を行うことができない場合の取り扱いにつきましては、医療機関窓口におきまして、被保険者資格申立書、これの記入をもって、患者が申し立てた自己負担分の支払いで診療ができるよう、国は医療現場に対して周知するものと伺ってございます。

これらの資格確認書、また被保険者資格申立書などの取り組みを確実に進められ、健康保険証の廃止に伴って、無保険状態の方が生じることのないようにすることが重要でございます。今後、国から詳細な事務取り扱い要領が示されるものと考えておりますが、被保険者の不利益とならないよう適正な事務執行に努めてまいります。

なお、国民健康保険税の長期滞納対策についてであります。国民健康保険法の改正により、特別療養費の支給、これは現物支給を償還払いに変更する、この

通知の仕組みが整備されたところでございます。具体的には、健康保険証の廃止に伴い、これまで実施してきた短期被保険者証の仕組みは廃止となります。また、長期にわたる保険税滞納者に対する納付を促す取り組みとして、これまで行われてきた、被保険者資格証明書、これに代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知といったものが行われることとなります。これまでは、この短期被保険者証や資格証明書を交付しまして、長期滞納者されている方の納付相談機会の確保など、実効ある収納対策を進めてまいりましたが、新しい制度におきましては、これらに代わる収納対策の仕組みを構築する必要があります。収納対策の強化とともに、特別の事情により滞納を余儀なくされている方が相談支援につながるよう、今後も国の動向を注視しながら新たな収納対策の仕組みについて検討してまいります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

学校給食の食物アレルギー対応についてのご質問にお答えします

平成24年12月20日に、東京都調布市の小学校での食物アレルギーによる死亡事故を受け、文部科学省有識者会議が開催され、学校給食における食物アレルギー対応についての最終報告書が作成されました。また、平成25年12月25日にアレルギー疾患対策基本法が公布されました。本市においても、学校給食における食物アレルギー対応のガイドラインを作成し、このガイドラインに基づいて、食物アレルギー対応を行っております。

まず、食物アレルギーの児童生徒は何人かのご質問ですが、本市において、食物アレルギーの届けがあった児童生徒は43名で、小学生24名、中学生19名となっております。これは年度が変わる時に、学校から尾花沢市学校生活管理指導表及び食物アレルギー対応決定通知書を教育委員会に提出いただき、情報共有、共通理解を図っております。また、重篤な症状が心配される児童生徒、具体的にはエピペン保有者に関して、消防署への情報共有を行っております。

次に、教職員向けの食物アレルギー対応の研修や、エピペン訓練をしているのかのご質問ですが、年度始めに尾花沢市栄養教諭、学校給食調理従事者合同研修会を開催し、食物アレルギー対応について確認しております。エピペンにつきましては、市内小中学校における保有者は3名となっております。エピペン保有

者の在籍する学校におきましては、エピペン訓練キットなどを活用して、教職員への情報共有と訓練が行われております。今後も、従来のアレルギー対応について、教職員の共通理解を確実に行ってまいります。

なお、小中学校で除去食、代替食を行っているかについては、こども教育課長より答弁いたします。

続きまして、インクルーシブ教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、特別支援教育とインクルーシブ教育は同じ考えかという質問についてです。

特別支援教育とは、障がいのある幼児、児童、生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を、幼稚園や学校で行う教育のことをいいます。一方、インクルーシブ教育は、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ包括的な社会全体における仕組みのことを言います。ということから、特別支援教育とインクルーシブ教育とは概念が異なるというふうに捉えております。幼稚園や学校で行われる特別支援教育の充実を通して、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築を目指すこととなります。

続きまして、インクルーシブ教育推進に至っている背景はという質問についてです。

2006年に国連総会で採択された、障がい者の権利に関する条約24条に、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムが示され、日本で2014年1月に批准されたことが背景となっております。

具体的には、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることが求められております。

最後に、目指す学校像のインクルーシブ教育システムの構築に向け、どのように取り組んでいく考えかという質問についてです。

先ほどの障がい者の権利に関する条約の批准を受け、日本では、平成23年の障害者基本法改正、平成24年7月の中央教育審議会答申、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進報告、平成26年4月の障害者差別解消法の施行

が行われております。

現在、本市においては、令和5年6月に改定された、第4次山形県特別支援教育推進プランを基に、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実に努めております。

具体的な取り組みとしては、特別支援教育支援員14名、これは小学校11名、中学校3名を配置しております。そしてこの支援員を対象に年2回の研修会を実施しております。また、年1回の特別支援教育コーディネーター研修会を行い、各学校において、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実を図っております。

今後も、障がいのある子どもと障がいのない子どもが交流する活動の機会を通して、互いの良さを認め合える、人権を尊重する集団づくりについて推進してまいります。また、児童生徒の適切な教育環境の検討について、合理的配慮を踏まえ、本人や保護者と合意形成を図りながら、丁寧に個に応じた適切な教育環境を判断してまいりたいと思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸 栄樹君)

それでは最後に、学校給食の食物アレルギー対応の基準について、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

本市では、平成24年8月に、学校給食における食物アレルギー対応のガイドラインを策定しまして、今日まで4度の見直しを図りながら日々対応させていただいております。このガイドラインの対応の原則ですけれども、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供することから安全性を最優先する、また、安全性の確保のため原因食物の完全除去対応を原則とする、とありまして、現在、この原則に則り給食を提供しているため、完全除去食のみの対応となっております。

学校の給食なんですけれども、食育教育に関連付けられている側面もあるため、児童生徒には給食の提供を行いたいと考えてございます。しかし、食物アレルギーを持つ児童生徒がいるため、同一メニューの提供は難しい状況です。そこで、食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立って対応することが重要であると考えます。そのため献立編成では、完全除去食が連日続くことのないようにしたり、アレルギー対応の食材や調味料を使用したりしながら、工夫を凝らした対応を行ってございます。学校給食における食物アレルギー対応で最優先すべきは安全性です。一般食と除去食

は、それぞれ別に調理しなければならないため、安全性を確保するためには、調理を単純工程で行えることが重要であると捉えます。そのためには、対応食品を精選して必要最小限の除去とし、また、調理に携わる人員が限られているため、個別対応は行わず、事故防止の観点から原因食物の完全除去対応をすることを基本としてまいります。

しかし、除去食でも対応できないメニュー提供もございまして、毎月事前に保護者と、対象の保護者の方なんですけれども、情報交換を行いながら、弁当の対応をお願いしているケースもございます。今後も、食物アレルギーを有する児童生徒に寄り添いながら、本市のガイドラインに沿った対応をしてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

それでは1番目から再質問させていただきたいと思えます。

マイナンバーカードというのは大変難しい考え方で、そもそも言いますと、私は、デジタルトランスフォーメーションに対しては反対ではありません。不可避でありまして、スマホを持つように、こういう方向に世界中が進んでおりますので、その立場から質問させていただきませんが、日本の場合、トラブルがたくさん多くありまして、デジタルトランスフォーメーションの推進というのは、やはり個人情報保護と一体で強化していく必要があるなと思っております。トラブルがたくさん出ておりまして、先ほど答弁では、自主返納も、トラブルもやはり少し出ているということが判明いたしました。そして個人情報もこうやって守られているんだという説明を受けて、すぐには理解ちょっとできないんですけれども、一生懸命、個人情報を守るシステムであるということが分かりました。無保険者が出る心配はないかということで、先ほど資格証明書というのが出されるんだと。政府のほうで日々刻々、進展しておりますので、資格証明書というのがどんなものかというのは、ちょっともう少し説明いただきたいと思うんですけれども、申請は行かなくてもいいと。それでマイナンバーを取得していない人に全て行きわたるといったような確認でよろしいでしょうか。確認です。

◎議長(菅野修一議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(小埜和広君)

お答えいたします。なお今、資格証明書と仰いましたけれども、資格確認、正しくは資格確認書でございますので、ちょっと紛らわしいんですけれども、資格確認書でございます。

先ほど私もお話したとおり、当初はマイナンバーカードを持っていない方には、別途、資格確認書を申請によってお出しするというようなことが国の方針として示されておったんですけれども、この間の全体的な諸問題が発生するに当たり、国のほうでは持たない方全員に、もう職権で発行しなさいというようなことで、本当に先週、記者会見で出て、我々もそのレベルで情報をいただいているというような状況でございます。

その資格確認書の形、大きさ、仕様等についても紙であったり、プラスチックのカードであったりとか、そういった複数の選択があるようでございますので、今後、国から詳細の通知があるに当たり、検討させていただきたいと思えます。ただ、国民健康保険について言えば、今の保険証も国保連、山形県国民健康保険連合会等をお願いをして、共同印刷しております。その資格確認書につきましても、この国保連のほうでも、現在、国の情報を収集しながら準備に当たっていただいておりますので、我々だけ、尾花沢市国民健康保険だけの問題ではありませんので、協調して対応させていただきたいと思えます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

といいますと、無保険者が出る心配は全くないという理解でよろしいでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(小埜和広君)

無保険者、いわゆる何の健康保険にも入っていない人が出るという心配は、これはマイナンバーカードとは関係なく、ないと認識しております。問題なのは先ほど申し上げたとおり、長期滞納している方が、普通であれば窓口で3割負担して医療を受けるんですけれども、長期滞納している方は、あくまで保険制度ですから、納めていない方はその保険の適用にならないよということで、一旦窓口で10割お支払いをいただいて、後で申請していただいてから、7割分をご本人さんというようなことは、これはマイナ保険証とは関係なく、今後とも課題として出てくるものなのかなと思っております。

申し上げたとおり、先ほど、そういった事にならな

いようにするため、これまでは、保険証にも段階を付けて、3ヵ月間限定の保険証ですとか、6ヵ月間限定の保険証と、そういったものをご本人さんと相談しながら対応してきたところですけども、今後はその制度が一旦もうなくなってしまうということで、あらためて制度設計を、我々共も考えていかななくてはならないというのが現在の課題でございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

日本独自のデジタルフォーメーションの推進ということで、マイナンバーに、1枚に、いろんな情報を結び付けて、紐付けてあるわけですけども、世界でも例を見ない、異なる行政分野29分野を、1つのカードに紐付けているということで、私はトラブルがたくさん出ているのかなと思うんですけども、トラブル1つひとつ解決して、立ち止まって解決して進むべきではないかと考えるんですけどいかがでしょう。

◎議長(菅野修一議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(永沢八重子君)

お答えさせていただきます。現在、全国的にさまざまなトラブルが報道されまして、それを受けまして国のほうでは、マイナンバーの紐付けについて、今一斉に総点検を行っている状況です。本市におきましては、個別点検の対象には該当しなかったんですが、紐付け誤りが疑われるような方法で、紐付けが管理されている制度につきましては、点検を行っておりまして、紐付け誤りがほかにはないかというところの点検と、国民の信頼回復に向けて、国を挙げて実施されておりますので、そういった状況の中で、国民の方には信頼回復していただいて、安心して使っていただけるようになればいいのかなと思っております。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

いろんなトラブルが出ておりますけれども、ある人がこういう例えを仰っております。今のマイナンバー制度は、例えると高速道路だと。個人情報、たくさん情報が高速道路に乗っていくと。その高速道路は29分野の29車線の大きい高速道路だと。今までの人は、紙の健康保険証で、一般道路をゆっくり走っているような例えで仰っております。これからどんどんそういう高速道路の情報のDXが進んでいくんだなというふうに思うんですけども、急がないで、きちんと点

検しながらしていただきたいというのが、私の要望であります。

先ほど市長はどう考えていますかというところで、来年秋に健康保険証廃止に対して、予定どおり進むべきだというふうに仰ったんでしょうか。ちょっと確認です。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

先ほど答弁させていただいた内容ですね。国の十分な理解を得ながら進めていく方針が示されているということで、基本的な考え方については私も同意しているところであります。さまざまな、いわゆる利点の部分があると。現在トラブルが起きているところも、基本的に人的な要素、これをしっかり解消し、なおかつ現在どれだけのそのうまくいってない部分があつて、それを早急に点検をしてというようなことで、しっかり修復していくということを今進めているということでありますので、基本的にその流れに沿っていくべきだろうと思います。ただし、やはり一番大事なことは、常々言われていることではありますが、国の施策、県も市も一緒でしょうけれど、新たな施策をしていく上で、しっかり理解を、国民、県民、市民の皆さんに理解を求めていくということをしっかりやっていかなければいけない。これはまさに私もそういうふうに思いますし、これから保険証を紙のベースがなくなるということについても、いわゆるマイナンバーでやれることのメリット、そして紙についても、いろいろ議論されているようですが、当面の間、並行してやるとか、いろいろ制度もこれから変わってくるんでしょうけれど、いずれにせよ、しっかり理解を得ていくということが大事だというふうに思っております。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

しっかり理解を求めながらという点は私も同感であります。国民の77%が撤回に、撤回、延期をしてほしいとは願っておりますが、私の望むのは、これまで培ってきた国民皆保険制度60年間で培ってきたものを一気になくすのではなく、その大事な部分を継承していただきたいと思っております。

次の2番の質問に移りたいと思います。食物アレルギー対応については、私の娘が食物アレルギーでありまして、先ほど説明いただいた中で、調布の女子児童が亡くなった時に、大変私もショックで、1学年しか

違ってないので、この食物アレルギーに対する一般質問はいつかしないといけないなと思っておりまして、今年、今年4月に、私共で市民アンケートを取らせていただいたところ、市民から次のようなアンケートの回答がありました。小学校の給食ではアレルギー児への代替がなく、アレルギー物質が含まれた給食がある時は、家で作って持参しなければなりません。パンの時は家でホームベーカリーを使って作ったり、デザートの際は食べられるものを持たせたり、作ったりしています。それが週の中で3日もある時もあります。働きながら対応することはとても大変です。費用もかかるので、保育園のように代替食を出していただけたらありがたいです。難しい問題でしょうか、という回答いただきました。

保育園まではできて、小学校ではできないというのはなぜなのかなと考えているんですけど、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

お答えいたします。先ほどの答弁もさせていただきましたけれども、本市では、学校給食における食物アレルギー対応のガイドラインを策定させていただきました。それが24年に策定したわけなんですけれども、4回見直しを図って、この間対象となるアレルギー品目の拡大等々にも対応をしながら、完全除去食が一番安全性が高いというガイドラインに沿った対応をとらせていただいているというところでございます。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

保育園の場合は人数が大変少なく、それで対応できているのかなというふうに、柔軟に対応できているのかと思いますが、小学校、中学校の場合だと、さらに複雑になって、そのガイドラインにしたがっていくというのが、一番安全な方法だなと私も思います。私の娘の場合は、卵、魚、そばが食べれませんが、魚が食べられないと、タンパク質の半分摂れないような心配がありまして、そばの場合だと、アナフィラキシーショックが起こる可能性があります。食べなくても粉を触っていたところ、顔が腫れてきて、それだけ強いのがそばなので、小学校の時代にはそば打ちをしないで、うどんに対応してもらったりとか、そういうふうにいろいろしていただきましたが、保育園の場合は、魚が食べられないので、塩鮭が出る場合は、ウインナ

ーソーセージ2本出していただきました。それに対応するものをちょっと出してもらって、食べれない時はソーセージというふうなことやってきたんですけど、そういうふうなのは大変になっていると。先ほども人数聞いたところ43名というふうに、増えてきているということで、ますます大変なことは重々承知ですけれども、先ほどのアンケートの、40代の女性ですけれども、代替食していただけないかという、苦労もやっぱり分かっていたきたいなという思うところですけども、その苦労に対応していつているというのが、先ほどの事故があった調布市の、東京の調布市の対応の仕方、調布で作ったやり方、調布モデルというふうなやり方で、トレーから何から、それから、書類から、チェックナンバーみたい、チェックシートみたいな流れてきて、ハンコ押して確認していくという、ものすごく大変ですけども、そういったことを努力していच्छると。今後ますます増えてくるというのも大変ですけども、そのガイドラインに沿って、やっていच्छるということでですけども、私もガイドライン一生懸命読んだんです。読んでみて、ガイドラインは後にして、エピペンの訓練というのはやはり必要で、3名のお子さんがいच्छると。エピペンの訓練は、教職員と子どもと一緒にやっているのかなというふうに、どうなのかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

お答えします。教職員はやってはいるのですが、子どもと一緒にかどうかというのは確認はしておりません。友だちがエピペンを打つというのが、ちょっと現実的に考えづらいかなと思います。もし、そういうアナフィラキシーショックなどがあった時は、近くの大人に助けを求めるというふうな対応になってくるのかなというふうに思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

ほかの子どもじゃなくて本人です。本人も一緒にやっているのでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

エピペンは医師より与えられるものですので、その際に医師から丁寧な説明があり、お子さんと保護者の

方については、自分で打てるようになるようなことになっていると思います。ただ、なかなか自分で子どもが体に針を刺す。ましてや、そういうショック状態にある時というのはなかなか難しい、現実的にはというふうなところもあるかというふうに思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

本人が打てないというのはそのとおりだと思います。意識朦朧として、相当に苦しい状態なので、本人は練習したとして、覚えていたとしても打てないと。どこに打つかというのが、私もビデオ見て分かったんですけども、太ももに打ちます。太ももに打って、打つんですけども、本人はなかなか打ちづらい。そうすれば誰が打てるか。この調布の児童の場合は、たったの14分で亡くなってしまいました。先ほどの報告では、消防のほうにも連絡はしているということでしたけれども、誰が打てばいいかというのは、どんなふうに思うでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

調布の事件の詳細を辿っていきますと、最初、子どもに意識があって、先生が大丈夫ですかというふうに言ったら、大丈夫、大丈夫というふうなところで、なかなかエピペンを打つのが遅れてしまったというふうなふうに読み取っております。

基本的には養護教諭が主体とはなりつつも、養護教諭が必ず学校にいるとは限りませんので、全職員が打てるような気持ちでいることが大事かというふうに思われます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

私が思うには、担任の先生が一番近くにいらっしゃるの、担任の先生が打つべきだというふうに思うんです。そのために研修が必要だと。全国の例を見ますと、一番多いのが救急救命士が32%で一番多いです。電話してきてもらうという時間がかかります。それからその次が教職員28.5%、その次が本人23.7%、最後は保護者が15.9%ですけども、保護者を呼ぶ暇がない。調布の場合はすぐ保健の先生を呼びに児童にやらせて、それから校長先生にも呼びにやらせて、そして消防署にも電話して、その間に児童が苦しがっていた

ので、吐きそうなんだったらトイレに行ったらどうですかということで、トイレに連れて行ったんですけども、本当は動かしてだめなんです。安静にしないといけないんです。それを無駄な時間を過ごしてしまって、たったの14分で亡くなったというのが本当につらくて、親としてはとてもつらい思いでいっぱいでした。そういうことが絶対ないように、その事例によって、何分までというのは違いますので、一刻を争う必要があるんだということをやちゃんと理解して、あの研修していただきたいなというふうに思います。

それとですね、ガイドラインを私ずっと読みまして、食教育で1つ欠けているのではないかなというふうに思うんです。それは、食物アレルギーの子どもがどんな思いで食事をしているか。給食を食べているか。食べれないことによって、物があることによって、将来をどう悲観しているか。それを励ますのが、学校教育の一番大事などころではないかなと私思うんですけども、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

議員仰るとおりだと思います。ただ、ガイドラインにないから、そういう言葉かけを教職員がしていないのか、そういう思いで子どもと接していないのかと言われればそうではなくて、やはり大変だなというふうなことで、優しい言葉かけをしながら対応しているというふうに信じているところです。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

食物アレルギーの子どもの気持ちをぜひ考えていただきたいんです。私の子どもは保育園の時から、同級生の子どもの、好き嫌いをしちゃ駄目よというふうに言われておりました。好き嫌いで食べられないのではなくて、そういうアレルギーというのを抱えてしまっているというふうなことです。私は子どもを一生涯励ますつもりでおりました。魚食べなくても大丈夫だ、肉がある。いろんなタンパク質がある。そば食べなくても大丈夫だ、うどんがある。スパゲティもあるし、たくさんおいしいものがあるんだ。食べることは喜びであるはずなんです。食べることで、自分の体を作っていく。友だちともコミュニケーションを取っていく。あなたはこれが食べれないのはあなたの個性だと。それをお互いに理解していただきたいと思います。そのために学校の先生には、大丈夫だと、あなた

は大人になっても、ちゃんとおいしいものが食べれて、頑張って生きていくんだよというふうに、励ましをしてもらいたい。それを学校の食教育の中でしていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

議員仰るとおりだと思います。学校教育の中、例えば道徳教育などで、そういった他人のそういったところに寄り添って、一緒に生きていくというふうなところにおいて、さらに充実を図ってまいりたいなというふうに思います。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

子どもの気持ちをもう1つ代弁しますと、給食は早く食べれないんです。皆さんと同じようにはなくて、異物が入れば口の中がかゆくなって、地雷を踏まないように、ゆっくりゆっくり食べるんです。ですから、早く食べないと、デザートは何時まで食べないと預かるよみたいなのは、学校でやめてほしいという私は思ってるんです。そのことを言いたいのではなくて、イバラの道です。イバラの道を一生生きていくと。改善する部分はあるけれども、それを地雷を踏まないように一生懸命生きています。私は字が、子どもが字が読めるようになったら、食べ物の裏に成分表みたいな書いてありますね。それを読むような勉強しました。卵とか卵黄とか、魚、ホタテ、いろんなもの入っているかどうか確かめて食べるんだよと。これをまず確認してから食べて、それでも駄目な時は、口の中がかゆくなったら薬飲むんだよという、頓服をいつも持たせてあります。エピペンを持たなくても大丈夫だと。そば以外は大丈夫だということで、自信を付けさせながら、頑張れよということで、今北海道で働いていますけれども、この質問するとちょっと涙が出そうなので、ぜひ教育上の配慮をしていただきたいというお願いであります。

次3番目の質問です。インクルーシブ教育について、概念が違うというのが大変その通りなのかというふうに思っていて、実は私44年前に養護学校教員の免許を取っておりまして、その時は養護学校で大事に育てるといふ、あの国連のほうからは、ユネスコからは分離教育だというふうに今言われております。分離教育ではなくて、一緒に育てるのが大事だと。お互いに理解し合うということが大事だというふうに変化し

てきておりまして、特別支援学校、特別支援教育から、インクルーシブのほうにこう近寄っているのかなと私はちょっと感じるんですけども。インクルーシブの教育の対象範囲と、特別支援学校の範囲は少し違うのではないかなというのをちょっと感じたんですけど、特別支援学校の場合は、いろんな障がい者を対象にしていて、インクルーシブの方はそれだけじゃなくて、母国が違ったりとか、外国から来た子どもとか、経済的な格差があったりとか、いろんな課題を抱えている子どもも含めて、こうやっていこうという、この幅広いニュアンスなのかと思っておるんですけども、対象者が少し違うという点にはどうでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

特別支援教育というのは、特別支援学校、特別支援学級、そして通常学級においても特別支援教育というのは行われていることになっております通常学級においても、例えば学習障がいとか、ADHDとかそういった障がいをお持ちのお子さんがいます。

先ほど議員仰ったように、そういったものを全部ひっくめて個性というふうなことを考えた時に、特別支援学校のみで行われているのではなくて、そういったもう全ての部分で特別支援教育は行われているというふうに捉えていった時に、それがインクルーシブ教育につながっていくというふうなところで、今推進されているというふうに捉えていただけるとよろしいかなというふうに思います。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

その違い、概念も対象者もちょっと違って、インクルーシブのほうに近づいていってると。分離教育と言われている、特別支援学校、昔の養護学校というのは、そこだけでは駄目だというふうになんて言っているんだなというふうに理解しております。

今度の統合小学校の場合でも、インクルーシブ教育システムを作っていこうというふうなことで、この中に書いてあるのは、この中というのは、説明の学校像の中では、バリアフリーとユニバーサルデザインの推進をまずしていこうというふうな書いてありまして、そのほか、国連から指摘された合理的配慮というふうなことで、もっといろんなことをしていく必要があるのではないかなと考えているんですけど、どんなことを取り組んでいこうとしておりますか。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設室長。

◎統合小学校建設室長(岸 栄樹君)

学校建設の基本構想、基本計画におきましては、やはりインクルーシブ教育に配慮し、多様な教育的ニーズのある児童生徒へ対応していくというふうに定められております。具体的な記載も実はありまして、車いす使用者用トイレやスロープ等による段差解消、エレベーター整備、あと子どもたちが、全ての子どもたちが安全にかつ円滑に交流できる共同学習を行えるスペース、落ち着いて学習できるスペース、クールダウンできるスペース、あと医療ケアもスムーズに等々、書いてありまして、プラスアルファで、やはり今議員仰られた、令和3年に障がい者差別解消法が改正されまして、令和6年4月1日から、合理的配慮の提供が義務化されたということで、この事業者は、学校建設の我々も、この事業者に1つ入るといことで、十分配慮をさせていただきながら、進めさせていただきたいと思っております。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

支援員をたくさん今、11名というふうにしていただいて、支援教室のほうに来ていただいて、そういった支援体制もこの合理的配慮の中に入るのだなというふうに私は思っております。今までは、障がいのある子どもの意見、親の意見はあんまり聞かないで、山形のほうに、特別支援学校に行ってくださいというふうになったんですけど、今度はそうじゃなくて、今度じゃないな、今までもそうでないですね、きちんとお話を聞いて、専門家の意見も聞いて対応していくと。こっちの障がい者権利に関する条約の24条では、自分が生まれた生活する地域において、初等中等教育の機会が与えられるというふうにはっきり明記してありますので、自分の生まれたところで友だちを作って、地域の中で育っていくという方向が出ていると思うんですけども、どのようにそういう就学先の決定、最終決定はどこですというふうになっておりますか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

お答えします。数年前からというか、平成19年度に特別支援教育というふうに特殊教育から変わったわけなんですけれども、それ以降、その就学の決定についても、きちんと保護者と関係者が話し合いをしっかりと

行って判断していくというふうなことで、あなたはこの障がいがあるからここに入りなさいという教育判断ではなくなっています。これまでも、そのようにしてきているところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

私が免許を取った44年前と比べて、障がい者の人権の前向きな大きなうねりのような制度になったなと思っております。以上で終わります。

◎議長(菅野修一議員)

以上で鈴木清議員の質問を打ち切ります。

これにて、一般質問を終結いたします。

次に、決算議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第2、認第1号「令和4年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第8、認第7号「令和4年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの決算議案7案件の審議については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって7案件の審議については、決算特別委員会を設置し審査することに決しました。

これより、ただ今可決されました決算特別委員会が開催されますので、本日はこれにて散会いたします。

なお、本会議はただ今から休会となり、決算議案の審査終了を待って、9月22日に再開いたしますので、よろしく願い申し上げます。

ただ今より委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本議場に決算特別委員会を招集いたします。

散会 午後3時00分